

別 紙

新市まちづくり計画

- 合併に伴う建設計画 -

鹿児島地区合併協議会

< 目 次 >

はじめに	(1)
1 合併の必要性	(1)
2 計画策定の方針	(4)
市町の概況	(5)
1 位置、面積と地勢	(5)
2 人口と世帯	(7)
人口フレーム	(9)
人口と世帯	(9)
まちづくりの基本方針	(10)
1 都市像	(10)
2 まちづくりの方向	(11)
3 土地利用・地域別振興の方針	(13)
まちづくり計画	(17)
施策の体系	(17)
1 安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕	(19)
2 豊かな心と個性を育むまち〔個性創造都市〕	(29)
3 人と自然にやさしい快適なまち〔快適環境都市〕	(36)
4 機能的で多彩な交流が広がるまち〔交流拠点都市〕	(43)
5 にぎわいと活力あふれるまち〔産業活力都市〕	(51)
6 計画の推進にあたって	(56)
公共施設の統合整備	(59)
財政計画	(60)
資料 用語解説	(62)

1 合併の必要性

(1) 歴史的経緯

鹿児島市は、島津氏の城下町として栄え、明治 22 年の市制施行以来、4 次にわたって周辺地域を編入して市域を拡大するとともに、県都としてまた政治、経済、文化の中心都市として発展を続けました。昭和 42 年 4 月 29 日には隣接する谷山市と合併して人口 38 万人の新生鹿児島市が誕生し、平成 8 年 4 月に中核市に移行、現在では人口 55 万人を擁する南九州の中核都市としてゆるぎない地位を築いています。

吉田町は、周りを山々に囲まれ、溪流や緑豊かな自然環境に恵まれた田園の町で、昭和 47 年 11 月に町制を施行しています。近年、企業の進出や鹿児島市のベッドタウンとしての役割から、人口増加率は県内で上位を占めています。

桜島町は、昭和 48 年 5 月に町制を施行しています。鹿児島湾の中部に位置し、鹿児島市の対岸 3.8km にある活火山「桜島」の西半分を占め、ほぼ全域が霧島屋久国立公園に指定されています。

松元町は、昭和 35 年 4 月の町制施行までは、上伊集院村として農業を中心に栄えてきましたが、昭和 50 年代以降宅地化が急速に進み、鹿児島市からの転入者が急増しており、鹿児島市への通勤率も第 1 位です。平成 12 年の国勢調査による人口増加率は、県内第 1 位となっています。

郡山町は、甲突川の上流域に位置して豊かな自然や史跡、温泉等の資源に恵まれた町で、昭和 31 年 9 月に郡山村と下伊集院村の一部(有屋田・嶽)が合併してできた町です。なお、鹿児島市への通勤率は県内第 3 位です。

以上の 1 市 4 町は、昭和 47 年に発足した鹿児島広域市町村圏にも属しており、その中で相互に機能と役割を分担しながら、調和のとれた地域社会づくりと南九州の活性化をリードする圏域づくりに取り組んでいます。

(2) 生活圏の一体化と住民ニーズの高度化への対応

近年のモータリゼーションや情報通信技術の進展などにより、通勤、通学、通院、買い物など、日常の生活圏が拡大しています。特に吉田町、桜島町、松元町及び郡山町の 4 町は、鹿児島市との結びつきが非常に強い地域であり、この 1 市 4 町の日常生活圏は一体化している状況にあります。

このような状況においては、その生活実態に即した地方自治体を組織することが自己決定・自己責任の原則に基づく住民自治の達成や住民福祉の向上にもつながるものであるといえます。

また、住民の価値観の多様化や技術革新の進展などに伴い、住民が求めるサービスも多様化、高度化しています。これらに対応した行政サービスの充実を図るため、専門的かつ高度な能力を有する人材の育成や組織の整備が求められています。

はじめに

(3) 少子高齢化と地方分権の進展への対応

将来人口推計（厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所 中位推計）によれば、わが国の総人口は、平成 18 年（2006 年）をピークに減少に転じ、人口構成については、今後 0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口の割合が減少し、65 歳以上の老年人口は増加を続け、平成 26 年（2014 年）には 4 人に 1 人が、平成 62 年（2050 年）には 2.8 人に 1 人が高齢者となるなど急速に高齢化が進むことが予測されています。

この 1 市 4 町においても平成 26 年には平成 12 年に比べ、年少人口の割合が 1.2 ポイント減少し、老年人口の割合が 6.3 ポイント増加する見込みです。

少子高齢化の進行は、生産年齢人口の減少でもあり、このような状態が進んでいくと、現在の行政サービス水準を維持することができなくなる恐れもあります。

一方、現在進められている地方分権は、住民に身近な行政の権限をできる限り国、県から市町村に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにするための取り組みです。これからは、自己決定・自己責任の原則のもと、地域の実情にあった個性的で多様な行政を展開する必要があります。

このために、地方自治体は効率的な行財政運営に努めることが第一であり、市町村合併により行財政基盤を確立していくことも有効な手段です。

(4) これまでの取り組み

合併特例法の期限を念頭に鹿児島地区の法定合併協議会の設置に向けた協議を行うため、平成 13 年 5 月 8 日に鹿児島地区市町村合併調査研究会（鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町、郡山町、三島村及び十島村で構成）が設置されました。この研究会では法定合併協議会への枠組み参加について平成 14 年 8 月中に確認することで取り組み、調査・研究や意識調査等を行いました。

平成 14 年 8 月 26 日の同研究会首長会において、鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の 1 市 5 町から法定合併協議会への枠組み参加の表明があり、2 村から住民意識調査の結果等を総合的に考慮し、参加は難しいとの表明がなされました。これを受け、平成 14 年 9 月 6 日、枠組みへの参加を表明した 1 市 5 町で鹿児島地区合併準備協議会を設置し、合併に関する諸問題について調査、検討及び協議を行いました。

そして、平成 14 年 12 月の 1 市 5 町の各議会において、合併市町村の建設に関する基本的な計画の策定とその他市町村合併に関する協議を行う法定合併協議会（鹿児島地区合併協議会）設置に関する議案が議決され、平成 15 年 1 月 24 日に鹿児島地区合併協議会が設置されました。

はじめに

(5) 合併の効果

市町村合併は、これまで各々の地方自治体として進めてきたまちづくりを一元化するものであり、次のような合併効果があります。

- ・人口 59 万人を擁する県都として、経済、文化、行政など各面にわたる機能が一層充実され、南九州の中核都市として、さらに飛躍するまちづくりが進みます。
- ・1 市 4 町それぞれの地域特性を生かして、集積された高次都市機能と豊かな自然が調和するまちづくりが可能となります。
- ・観光振興、防災対策、道路整備、水資源対策など広域的な視点に立ったまちづくりが推進され、計画的で効果的な行政が推進されます。
- ・急速な少子高齢化など社会環境の変化に的確に応える専門性の高い行政サービスが持続的に展開されます。
- ・地域のまちづくりを地域自らが進められるよう、専門的能力の高い人材を生かして、自己決定・自己責任の原則に立った真の地方分権が推進されます。
- ・国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、合併によるスケールメリットを発揮し、質の高い持続的な行政サービスを展開できる行財政基盤が確立されます。

合併後の鹿児島市においては、このような合併効果を十分に発揮し、県全体の発展の牽引役として、また、南九州の中核都市の役割を果たしていくことが可能となります。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

この計画においては、吉田町、桜島町、松元町及び郡山町の各総合振興計画を継承するとともに、「第四次鹿児島市総合計画」を踏まえ、1市4町の合併後のまちづくりの基本方針を定め、総合的なまちづくり計画を策定するものです。これにより、1市4町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の発展を図る具体的なまちづくりの方向を示すものとしします。

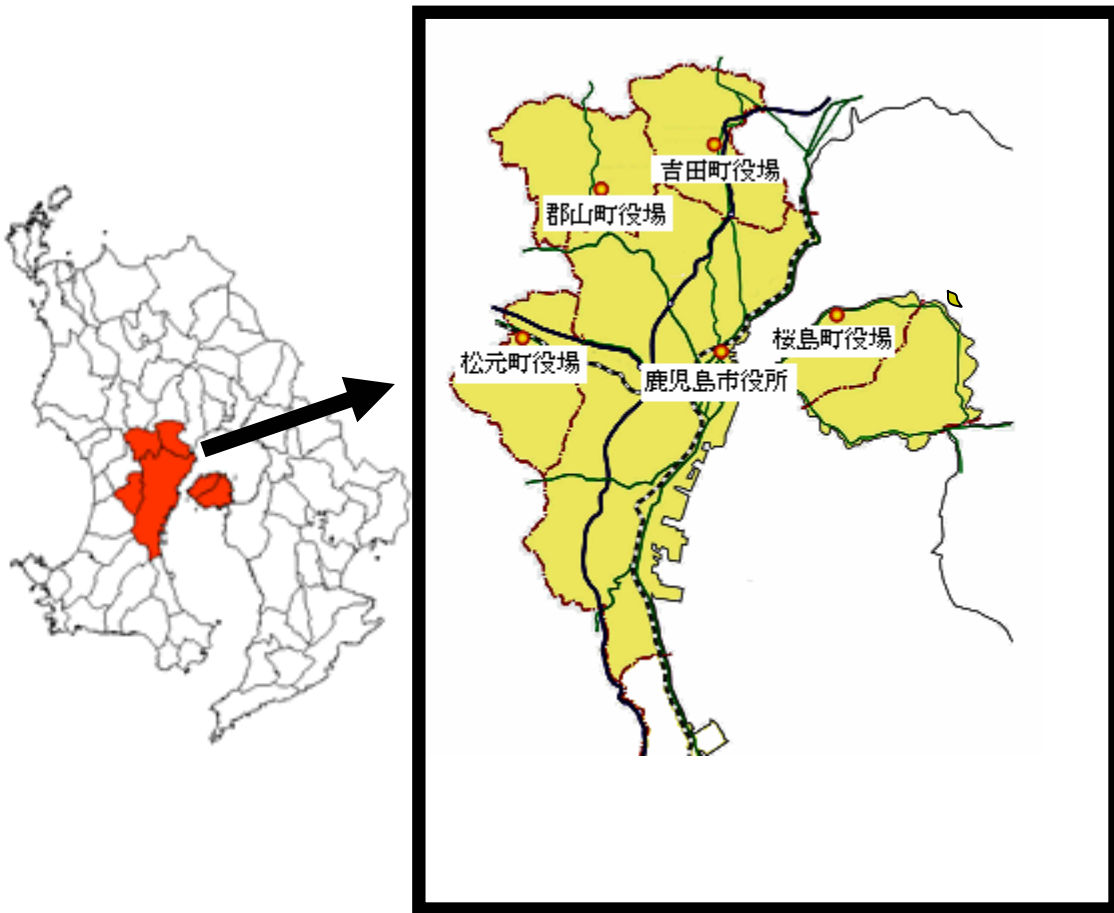
(2) 計画の構成

この計画は、1市4町の合併後のまちづくりの基本方針、基本方針を実現するためのまちづくり計画及び財政計画を中心として構成されます。

(3) 計画の期間

まちづくりの基本方針は、長期的展望に立ったものであり、まちづくり計画は、合併施行の日から平成26年度までの概ね10か年の計画としします。

1 位置、面積と地勢



鹿児島市は、鹿児島県本土のほぼ中央部にあって、北は鹿児島郡吉田町、西は松元町など日置郡の各町、南は揖宿郡喜入町などと接しています。また、東は鹿児島湾に面し、海を隔てた桜島の東半分を含んだ東西約 27 k m、南北約 30 k m の風光明媚な都市です。

面積は 289.79 k m² で、市街地は、鹿児島湾に注ぐ甲突川など 7 つの中小河川により形成された小平野部にあり、その周辺は、海拔 100m から 300m の丘陵地帯(シラス台地)になっています。

吉田町は、鹿児島県の中部に位置し、鹿児島郡に属しています。南は鹿児島市、西は日置郡郡山町、北は姶良郡蒲生町、東は姶良郡姶良町に接し、東西に 5.0 k m、南北に 8.7 k m と長方形をなした面積 54.79 k m² の町です。

東は赤崩を盟主とする赤崩火山峰、西は花尾山及び雄岳を盟主とした諸連峰がそびえ、これらの高峰を源として思川、本名川、稲荷川の溪流が山間を縫って鹿児島湾に注いでいます。

自然環境は、平坦地 27%、山間及び傾斜地 73% と地形的な制約を受けていますが、北地区は水田地帯、南地区は畑地帯で、土地は概ね肥沃で各種農産物の生産は良好です。

桜島町は、鹿児島県のほぼ中央に位置する活火山桜島の西半斜面を占め、ほぼ全域が霧島屋久国立公園地域内にあります。

市町の概況

桜島は、周囲約 52 k m、面積約 80 k m²で、鹿児島市の中心部とは海を隔てて 3.8 k m の近距離にあり、大正 3 年 1 月の大噴火までは島でしたが、溶岩流によって大隅半島と接続し現在では半島の一部となっています。

長谷川、深谷川をはじめ大小いくつかの河川があり、海岸線を起点として山頂に向かって平均 15 度の斜度をなし、総面積 32.19 k m²で海岸線は 13.8 k m です。

総面積の約 75% は山林、原野及び溶岩等で住宅地は海岸線に帯状に形成しており、耕地は全部畑作で果樹が主です。

松元町は、薩摩半島の中部に位置し、日置郡に属しています。東は鹿児島市、南は日置郡吹上町と日吉町に、西北は日置郡伊集院町に接しています。

面積は 51.05 k m²で、東西 7.4 k m、南北 11.0 k m のほぼ三角形をなし、多くの丘陵と溪谷からなり、その丘陵は高原台地で畑地と林野となっています。台地は概ね標高 150 m ~ 200 m に点在し、溪谷は相合して小川となり、その一部は鹿児島湾に注ぐ永田川の源流となっています。

水田はシラスを母体としてできた砂壤土で畑地の多くは切り立ったシラスに面し、畑地の多くは台地上にあってシラスに覆われています。

郡山町は、日置郡の最東部に位置し、南は鹿児島市、西は日置郡伊集院町と東市来町、北は薩摩郡榎脇町と入来町、東は姶良郡蒲生町と鹿児島郡吉田町に接しています。

北に八重山、東に花尾山・三重岳、西に重平山があり、南は小高い丘陵で鹿児島市に連なっています。

主な河川として、八重山に源を発する甲突川が鹿児島湾まで注ぎ、重平山及び上宮岳に源を発する神之川は東シナ海へ注いでいます。

東西約 10 k m、南北約 9 k m のほぼ正方形をなし、面積は 57.75 k m²であり、山岳地帯は輝石安山岩を基岩とし、その風化土に覆われ、中南部の丘陵地帯は全般的にシラス層からなっています。

市町の概況

2 人口と世帯

人口推移（国勢調査）

（単位：人）

	S55年	S60年	増減数	H2年	増減数	H7年	増減数	H12年	増減数
鹿児島市	505,360	530,502	25,142	536,752	6,250	546,282	9,530	552,098	5,816
吉田町	7,418	8,377	959	9,824	1,447	11,184	1,360	11,736	552
桜島町	6,098	5,593	505	5,245	348	4,903	342	4,678	225
松元町	8,616	9,495	879	9,803	308	11,039	1,236	12,065	1,026
郡山町	7,910	8,131	221	8,110	21	8,250	140	8,314	64
合計	535,402	562,098	26,696	569,734	7,636	581,658	11,924	588,891	7,233

世帯数（平成12年国勢調査）

（単位：世帯）

鹿児島市	吉田町	桜島町	松元町	郡山町	合計
229,064	4,001	1,788	4,234	3,040	242,127

年齢階層別人口構成（国勢調査）

（単位：人）

	平成7年			平成12年					
	0-14歳	15-64歳	65歳～	0-14歳	増減数	15-64歳	増減数	65歳～	増減数
	構成比率	構成比率	構成比率	構成比率	増減率	構成比率	増減率	構成比率	増減率
鹿児島市	97,851	375,257	73,160	86,269	11,582	377,347	2,090	88,475	15,315
	17.9%	68.7%	13.4%	15.6%	11.8%	68.3%	0.6%	16.0%	20.9%
吉田町	2,314	6,924	1,946	2,060	254	7,357	433	2,316	370
	20.7%	61.9%	17.4%	17.6%	11.0%	62.7%	6.3%	19.7%	19.0%
桜島町	661	3,004	1,238	636	25	2,647	357	1,395	157
	13.5%	61.3%	25.2%	13.6%	3.8%	56.6%	11.9%	29.8%	12.7%
松元町	2,151	7,008	1,880	2,090	61	7,794	786	2,181	301
	19.5%	63.5%	17.0%	17.3%	2.8%	64.6%	11.2%	18.1%	16.0%
郡山町	1,272	5,177	1,801	1,200	72	5,074	103	2,040	239
	15.4%	62.8%	21.8%	14.4%	5.7%	61.0%	2.0%	24.5%	13.3%
合計	104,249	397,370	80,025	92,255	11,994	400,219	2,849	96,407	16,382
	17.9%	68.3%	13.8%	15.7%	11.5%	68.0%	0.7%	16.4%	20.5%

（注）率は小数点2位を四捨五入、年齢不詳は含まない

市町の概況

鹿児島市は、県都、また南九州の中核都市として、行政、経済、教育・文化など高次な都市機能が集積した都市として発展し、平成12年の国勢調査による人口は552,098人、世帯数229,064世帯です。

吉田町は、県総合教育センターなど県立の教育機関の立地、九州縦貫自動車道の開通を契機に平成7年の国勢調査では、人口増加率で県内1位を記録し、平成12年国勢調査においても人口増加率県内6位と、現在でも増加傾向にあり、人口は11,736人、世帯数4,001世帯です。

桜島町は、人口減少傾向にあり、平成12年の国勢調査による人口は4,678人、世帯数1,788世帯です。

松元町は、鉄道交通の利便性から、人口は年々増加傾向にあり、平成12年の国勢調査による人口は12,065人、世帯数4,234世帯、増加率では、県内第1位（対前回は9.3%増）です。

郡山町は、自然に恵まれた地域であり、ここ数年人口は微増しており、平成12年の国勢調査による人口は8,314人、世帯数3,040世帯です。

就業構造の推移を見ると、第1次産業就業者数が1市4町全て減少傾向にあるのに対して、第2次産業就業者数は桜島町・郡山町については減少、その他の地域は微増、3次産業就業者数は桜島町以外は増加傾向にあります。

就業構造（国勢調査）（上段・就業者数 単位：人、率は小数点2位を四捨五入、分類不能分があり100%にならない）

	平成7年			平成12年					
	1次産業	2次産業	3次産業	1次産業	増減数	2次産業	増減数	3次産業	増減数
	構成比率	構成比率	構成比率	構成比率	増減率	構成比率	増減率	構成比率	増減率
鹿児島市	3,437	45,691	202,319	2,318	1,119	45,904	213	204,792	2,473
	1.4%	18.1%	80.1%	0.9%	32.6%	18.0%	0.5%	80.1%	1.2%
吉田町	576	1,500	3,138	278	298	1,543	43	3,467	329
	11.0%	28.7%	60.1%	5.3%	51.7%	29.1%	2.9%	65.5%	10.5%
桜島町	575	404	1,484	562	13	326	78	1,444	40
	23.3%	16.4%	60.2%	24.1%	2.3%	14.0%	19.3%	61.9%	2.7%
松元町	539	1,640	3,178	349	190	1,760	120	3,651	473
	10.0%	30.6%	59.2%	6.0%	35.3%	30.5%	7.3%	63.3%	14.9%
郡山町	703	1,430	2,002	402	301	1,292	138	2,254	252
	17.0%	34.5%	48.3%	10.2%	42.8%	32.7%	9.7%	57.1%	12.6%
合計	5,830	50,665	212,121	3,909	1,921	50,825	160	215,608	3,487
	2.2%	18.8%	78.6%	1.4%	33.0%	18.6%	0.3%	79.0%	1.6%

人口フレーム

人口と世帯

鹿児島市、吉田町、桜島町、松元町及び郡山町が合併して生まれる新たな鹿児島市（以下「新市」という。）の将来人口を推計した結果、平成 26 年の総人口は 609,000 人（男：285,000 人、女：324,000 人）となることを見込まれます。

このうち、年齢階層別人口については、0～14 歳人口と 15～64 歳人口の構成比が低下するなかで、65 歳以上人口の構成比の増加が見込まれています。

また、平成 26 年の世帯数は 267,000 世帯、1 世帯当たりの平均人員は 2.28 人へと減少することを見込まれます。

人口と世帯

	2000年（H12）		2014年（H26）	
総人口	588,891人		609,000人	
男	275,671人	46.8%	285,000人	46.8%
女	313,220人	53.2%	324,000人	53.2%
0～14歳人口	92,255人	15.6%	88,000人	14.4%
15～64歳人口	400,219人	68.0%	383,000人	62.9%
65歳以上人口	96,407人	16.4%	138,000人	22.7%
世帯数	242,127世帯		267,000世帯	
1世帯あたり平均人員	2.43人		2.28人	

（注）2000年（H12）の人口は、国勢調査にもとづく1市4町の合計

総人口、男女の合計には、年齢不詳を含む

まちづくりの基本方針

1 都市像

21世紀を迎えた今、少子高齢化の進行、環境問題の顕在化、高度情報技術の急速な発達、産業システムの変革、分権型社会の進展など、社会経済情勢は大きく変わろうとしています。とりわけ、本格的な地方分権の時代の到来にあわせて、地方自治体においては、自己決定・自己責任の原則に基づく地域の実情に即した主体的なまちづくりの一層の推進、またそれを円滑に進めるための行財政基盤の強化が重要な課題となっています。

こうしたなか、鹿児島県における県央に位置する新市は、鹿児島県の県都として、また、日本の南の拠点都市として、引き続き文化や経済の中心的役割を担うことが求められています。

このため、新市においては、行政、経済、教育・文化などの高次都市機能の集積や桜島・錦江湾をはじめとする水と緑の豊かな自然、さらには、本県中央に位置する地理的特性及び交通結節機能をまちづくりに生かし、都市基盤や生活環境の整備、保健・福祉の充実、教育・文化の振興、循環型社会の構築、産業の振興等の施策を積極的に推進する必要があります。

また、21世紀においても持続的に発展するために、合併による効果と都市の有するストックの活用を図り、南九州の中核都市としての総合力を高め、市民一人ひとりが生き生きと輝き、人・もの・情報の多彩な交流でにぎわう元気な都市を創造することが重要です。さらに、そこで育まれる都市の個性と魅力を国内外に愛着と誇りを持って積極的に発信していくことも強く求められています。

これらを踏まえ、新市においては、市民もまちも元気な都市の実現を目指し、第四次鹿児島市総合計画で定めた「**人とまち 個性が輝く 元気都市・かごしま**」という都市像のもと、速やかな一体化を図り、新たな魅力と特性を最大限に活用し、住民の福祉の向上とまちの総合的発展を図ります。

このまちの主役は市民です。まちづくりの推進にあたっては、市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、責任を果たしながら互いに手を携え、協働して取り組むこととします。

この都市像を着実に具体化していくために、次の基本目標を掲げ、個性豊かで活力に満ちた新市のまちづくりを推進します。

- ・安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕
- ・豊かな心と個性を育むまち〔個性創造都市〕
- ・人と自然にやさしい快適なまち〔快適環境都市〕
- ・機能的で多彩な交流が広がるまち〔交流拠点都市〕
- ・にぎわいと活力あふれるまち〔産業活力都市〕

2 まちづくりの方向

安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕

災害が発生しやすい自然条件に加え、ひとり暮らし高齢者をはじめとする災害弱者が増加するなかで、総合的な防災行政を推進し、市民が日々安心できる基盤を築きます。

また、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けるため、さらに各面からの福祉の充実に努めるとともに、市民が地域で互いに支えあう仕組みを整えます。

さらに、急速な高齢化が進むなか、長くなった高齢期を健やかに、生きがいをもって生活できる環境づくりを進めるとともに、市民が世代を超えてふれあい、ともに生きる地域づくりに努めます。

一方、進行する少子化に対応するため、出産、子育てについて社会全体で支援していくという意識を高めるとともに、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを進めます。

また、市民がそれぞれのライフステージにおいて、生き生きと心豊かに生活するためには、心身ともに健康であることが重要であり、個人の健康状態に応じた健康・体力づくりを支援します。

豊かな心と個性を育むまち〔個性創造都市〕

次代を担う子どもたち一人ひとりが、豊かな人間性、自ら学び自ら考える力など生きる力を身につけることができるよう、家庭、学校、地域における教育の機能を高めるとともに、互いの連携を深め、市民全体で、心豊かでたくましい子どもたちを育みます。

また、市民が自主的な学習活動を通して、自らの能力や技術を高め、社会のなかで生かしていけるよう、学ぶ喜びに満ち、個性と創造性豊かな市民を育むための環境づくりを進めます。

あわせて、市民一人ひとりが文化の担い手として、先人たちが守り育んできたふるさとの文化の継承発展に努めることにより、地域に根ざした市民文化を創造します。

また、お互いの人権を尊重するとともに、男女共同参画社会の形成や互いに支えあうコミュニティの形成を図り、心ふれあい支えあう市民社会の実現を目指します。

人と自然にやさしい快適なまち〔快適環境都市〕

地球温暖化をはじめとするさまざまな環境問題に対応するため、行政、事業者、市民それぞれの責任を分担しながら協働して、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

同時に、豊かな緑や清らかな水辺、美しい景観や歴史が息づく街並みなど、自然と人間が共生する潤いのある空間を創出します。

また、精神的な豊かさを享受し、ゆとりある住みよい暮らしを実現していくために、安全で安心して暮らせる条件を整備していくとともに、少子高齢化の進行や市民ニーズの多様化等を踏まえながら、住宅、道路等の生活基盤施設の質の向上に努めます。

機能的で多彩な交流が広がるまち〔交流拠点都市〕

新市が南九州の浮揚発展を牽引する役割を果たしていくため、高次都市機能のさらなる集積と的確な配置を行い、拠点性の高い都市空間を形成します。また、高齢者や障害者などに配慮した都市空間のバリアフリー化を進めます。

さらに、南の交流拠点都市として拠点性の高い都市空間を形成するため、国内外からの交流人口を増大させる総合交通ネットワークの構築に努めます。

また、高度情報化やグローバル化が進展するなかで、IT（情報通信技術）を積極的に活用して、市民生活の向上と地域経済の活性化を図ります。また、地域の技術基盤の強化と地域産業の自立発展のため、産学官の連携により研究開発機能を充実していきます。

にぎわいと活力あふれるまち〔産業活力都市〕

中心市街地については、「中心市街地活性化基本計画」、「谷山地区中心市街地活性化基本計画」にもとづき、民間と行政が一体となって商業等の活性化と市街地の整備改善に取り組み、そのにぎわいを高めます。

一方、桜島に象徴される自然景観、個性的な歴史や風土、市内いたるところで湧き出る温泉など他に類を見ない観光資源や九州新幹線鹿児島ルートの開業の効果を最大限に生かすために、新しい観光・コンベンションの創出に努めます。

また、企業の高度化・活性化を進めるとともに、創業を目指す人材やベンチャー企業等の育成・支援、新規成長分野の企業の誘致、さらには産学官の連携等により、地域産業の創造性を高めます。

農林水産業については、都市近郊に立地する優位性を生かし、新鮮で良質な農畜産物の安定的な供給を図ります。また、水源かん養、自然環境の保全など多面的機能を有する森林の適正管理に努めるとともに、漁場環境の保全や水産資源の培養など水産業の振興を図ります。

まちづくりの基本方針

3 土地利用・地域別振興の方針

(1) 土地利用の方針

新市の行政区域面積は、485.57 k m²で、うち都市計画区域面積は約7割の355.40 k m²となります。

今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用の調和を図りながら、長期的展望にもとづき機能的で合理的な土地利用に努めるものとします。

(2) 地域別振興の方針

《地域・地区の区分》

新市は、多様な特性を備えた地域によって構成されるため、第四次鹿児島市総合計画における地域別計画をもとに、新市の地形等の自然条件、交通、都市機能の集積、土地利用状況、日常生活上の交流の範囲等の諸条件を踏まえ、地域・地区を区分します。

中央地域（中央地区、上町地区、鴨池地区、城西地区、武・田上地区）

谷山地域（谷山北部地区、谷山地区）

伊敷地域

吉野地域

桜島地域（桜島地区、東桜島地区）

吉田地域

松元地域

郡山地域

8地域9地区

中央地域（中央地区、上町地区、鴨池地区、城西地区、武・田上地区）

(ア) 中央地区

九州新幹線鹿児島ルートの開業等を踏まえ、さらに広域型商業機能の充実を図るとともに、快適で楽しみ憩える交流空間の形成に努め、地区内の回遊性の向上を図ります。また、西鹿児島駅地区においては、駅前広場や駅ビル等を核として、陸の玄関にふさわしいまちづくりを進めます。

(イ) 上町地区

鹿児島駅周辺地区における都市基盤の整備や高次都市機能の導入、交通結節機能の強化などを進めるとともに、魅力あるウォータースタットの形成を図ります。また、快適な生活環境の形成を図るほか、恵まれた自然環境や景観、歴史的な街並みなど、地域資源の一体的な活用により地区の活性化を図ります。

(ウ) 鴨池地区

臨海部においては、土地利用の再編等により、業務、交流等の都市機能を一層充実し、活性化を図ります。また、地区内の交通混雑を緩和するため、広域的な道路や丘陵部住宅団地と平坦部を結ぶ幹線道路等の整備を進めるほか、生活環境の改善などを

まちづくりの基本方針

図ります。

(エ)城西地区

土地区画整理事業の推進や道路の改良にあわせた生活環境の改善を図るとともに、幹線道路や生活道路等の整備を進め、安全で快適なまちづくりを推進します。また、鹿児島島アリーナ等の施設を活用した健康・体力づくりや交流を促進します。

(オ)武・田上地区

幹線道路網の整備や交差点改良などを進め、交通の円滑化を図るほか、河川改修や道路整備等にあわせた住環境の改善に努め、良好な生活環境の形成を図ります。また、地区の自然環境や住環境との調和に配慮しながら広域交通網の整備などを図ります。

谷山地域（谷山北部地区、谷山地区）

(ア)谷山北部地区

谷山電停周辺の地域生活拠点としての機能の充実を図るとともに、地区の東西方向のネットワークの形成に努めます。また、住宅団地等の良好な住環境の保全を図るほか、農村集落において都市型農業の振興、良好な田園環境の保全、集落機能の活力の増進などを図ります。

(イ)谷山地区

副都心の核となるJR谷山駅周辺地区において商業・業務等の都市機能の充実を図るとともに、地区内の交通体系を整備し、副都心としての機能を高めます。また、生活環境の改善を図るほか、臨海工業地帯の産業振興、都市型農業の振興、自然環境の保全と活用、レクリエーション機能の向上などを図ります。

伊敷地域

住宅団地の良好な住環境の形成を図るほか、地域中心としての生活拠点機能の整備充実を図ります。また、豊かな自然環境や農業生産環境を保全するとともに、都市型農業の振興や定住促進による農村集落の活力の増進などを図ります。

吉野地域

土地区画整理事業の推進や幹線道路等の整備を進めるとともに、地域が日常の生活圏として機能を発揮できる完結型のまちづくりを目指します。また、レクリエーション機能の活用を図るほか、主要産業である都市型農業の振興などを図ります。

桜島地域（桜島地区、東桜島地区）

(ア)桜島地区

桜島火山爆発に対応できるよう、国、県との連携を図りながら、総合的な防災対策を推進するほか、都心部とのアクセスの整備に努め、都市近郊型農業、漁業の振興、集落機能の活力の維持、増進を図るなど、市民の安全と生活の向上を図るとともに、都市農村交流を推進します。また、フェリー事業や恵まれた観光資源の活用等により、観光・レクリエーション機能の充実などを図り、各種イベントの展開を促進します。

(イ)東桜島地区

桜島火山爆発に対応できるよう、国、県との連携を図りながら、総合的な防災対策

まちづくりの基本方針

を推進するほか、農業、漁業の振興、集落機能の活力の維持、増進を図るなど、市民の安全と生活の向上を図ります。また、交通利便性の向上や恵まれた観光資源の活用等により、観光・レクリエーション機能の充実などを図ります。

吉田地域

快適な環境が整った宅地の確保や県道鹿児島吉田線、九州縦貫自動車道インターチェンジへのアクセス道路等の幹線道路の整備促進などを進めるなかで、企業誘致や自然環境と調和したやすらぎのある生活環境の形成を図ります。また、県の各種教育・研修施設や豊かな自然・温泉などの地域資源の有効活用を図るとともに、スポーツ・レクリエーション機能の充実に努めます。あわせて、農地や森林の保全・活用及び水源のかん養に努めるとともに、地域特性を生かした農林業の振興により都市農村交流を推進します。

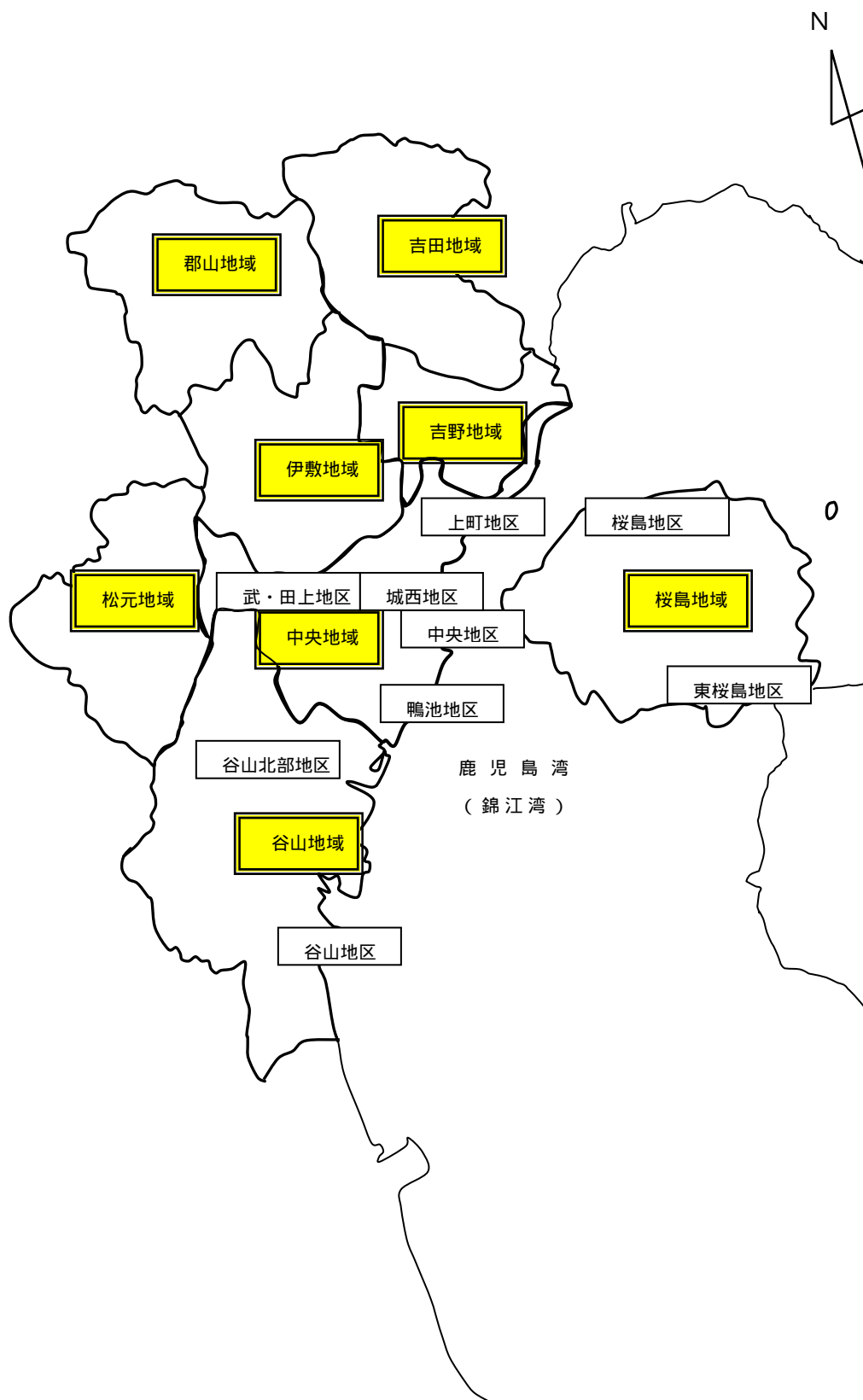
松元地域

J R薩摩松元駅前地区を地域の中心として、商業・業務等の都市機能の充実を図るとともに、県道小山田谷山線等の幹線道路の整備を促進します。また、自然環境と調和のとれた住宅地の整備促進などによる生活環境の改善を図るとともに、松元ダムの水を利用した農業の振興、農村地域の環境整備及び森林資源の保全・活用に努め、スポーツ・レクリエーション機能の向上なども図りながら、都市部住民との交流促進に努めます。

郡山地域

中央地区の土地区画整理事業を推進し、地域中心としての機能の充実を図るとともに、国道 328 号等の幹線道路及び市街地とのアクセス道路の整備促進などに努めます。また、森林・河川・田園・温泉・文化財等の地域資源を生かし、スポーツ・レクリエーション機能の充実、都市近郊型農業の振興、森林及び田園環境の保全、水源のかん養など、うるおいのある環境づくりに努めます。

まちづくりの基本方針



施策の体系

新市の速やかな一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、「まちづくりの基本方針」に基づき、「人とまち 個性が輝く 元気都市・かごしま」の実現に向けて、鹿児島県の県都として、また、日本の南の拠点都市として、新市の総合的かつ計画的な整備を推進するものとします。このため、次のような施策の展開を図るものとします。

1 安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕

- (1) 防災・・・・・・・・・・・・・・ 防災 治水対策 桜島爆発対策・降灰対策
- (2) 消防・・・・・・・・・・・・・・ 消防
- (3) 交通安全, 防犯・・・・・・・・ 交通安全 防犯
- (4) 消費生活・・・・・・・・・・・・ 消費生活
- (5) 地域福祉・・・・・・・・・・・・ 地域福祉
- (6) 障害者福祉・・・・・・・・・・・・ 障害者福祉
- (7) 高齢者福祉, 介護保険・・・・ 高齢者福祉 介護保険
- (8) 児童福祉・・・・・・・・・・・・ 児童福祉
- (9) 少子化対策・・・・・・・・・・・・ 少子化対策
- (10) 国民年金, 国民健康保険,
生活保護・・・・・・・・・・・・ 国民年金 国民健康保険 生活保護
- (11) 健康づくり, 保健予防・・・・ 健康づくり 保健予防
- (12) 救急・休日夜間医療,
市立病院・・・・・・・・・・・・ 救急・休日夜間医療 市立病院
- (13) スポーツ・
レクリエーション・・・・・・・・ スポーツ・レクリエーション

2 豊かな心と個性を育むまち〔個性創造都市〕

- (1) 幼児教育・・・・・・・・・・・・ 幼児教育
- (2) 学校教育・・・・・・・・・・・・ 義務教育 高等学校教育 学校保健体育
特殊教育
- (3) 家庭教育, 青少年教育・・・・ 家庭教育 青少年教育
- (4) 生涯学習・・・・・・・・・・・・ 生涯学習 成人教育 高等教育・専門教育
- (5) 文化振興・・・・・・・・・・・・ 文化振興 文化財の保護と活用
- (6) 人権・・・・・・・・・・・・・・ 人権の尊重
- (7) 男女共同参画社会・・・・・・ 男女共同参画社会の形成
- (8) コミュニティ・・・・・・・・・・ コミュニティ

まちづくり計画

3 人と自然にやさしい快適なまち〔快適環境都市〕

- (1) 環境保全, 一般廃棄物,
産業廃棄物 環境保全 一般廃棄物 産業廃棄物
- (2) 自然環境, 公園緑地,
都市緑化 自然環境 公園緑地 都市緑化
- (3) 都市景観 都市景観
- (4) 住宅, 住環境 住宅 住環境
- (5) 生活道路 生活道路
- (6) 水道 水道
- (7) 汚水対策 下水道 浄化槽・し尿
- (8) 環境衛生 環境衛生
- (9) 墓地・斎場 墓地・斎場

4 機能的で多彩な交流が広がるまち〔交流拠点都市〕

- (1) 土地利用 土地利用
- (2) 市街地整備 市街地整備
- (3) 農村地域整備 農村地域整備
- (4) ウォーターフロント ウォーターフロント
- (5) 交通体系 広域交通体系 市内交通体系 市営交通事業
- (6) 地域情報化 地域情報化の推進
- (7) 産学官の連携 産学官の連携
- (8) 国際・国内交流 国際・国内交流

5 にぎわいと活力あふれるまち〔産業活力都市〕

- (1) 中心市街地 中心市街地
- (2) 観光・コンベンション 観光・コンベンション
- (3) 地域産業 商業・サービス業 工業・地場産業
貿易・流通 雇用環境
- (4) 農林水産業 農業 森林・林業 水産業

6 計画の推進にあたって

- (1) 市政情報, 市民参画,
地方分権 市政情報の公開・提供 市民参画
地方分権の確立
- (2) 行財政運営 効率的・効果的な行政システムの確立
電子市役所の構築 人材の育成 健全財政
民間活力の活用
- (3) 広域行政 広域行政

1 安心して健やかに暮らせるまち〔安心健康都市〕

(1) 防災

【基本的方向】

自然的、社会的状況を踏まえ、災害の発生の恐れがある危険箇所等の的確な把握に努め、災害の未然防止のための各種防災対策事業の促進を図ります。

また、河川改修と公共下水道（雨水渠）などの整備、雨水の流出を抑制する貯留施設などの整備を図り、総合的な治水対策を推進します。

桜島爆発及び降灰対策については、情報の収集伝達体制の充実強化に努め、住民の避難体制を充実するとともに、降灰除去事業等の各種降灰対策事業を効果的に推進します。

【施策の概要】

防災

- ・鹿児島市地域防災計画の充実に努めるとともに、防災情報システムの円滑な運用や情報伝達体制の充実を図ります。
- ・急傾斜地崩壊危険区域指定箇所等の防災工事や河川整備を進めるとともに、内水対策を充実します。
- ・がけ地付近の危険住宅居住者に対して、がけ地近接等危険住宅移転事業制度の活用により、移転指導の強化を図ります。
- ・市民の防災意識の高揚を図るため、広報活動の強化と自主防災組織の育成に努めます。

治水対策

- ・市内を流れる甲突川、新川、稲荷川などの二級河川の整備を促進するとともに、準用河川などの整備を推進します。
- ・低地区等の浸水被害の解消を図るため、さらに公共下水道（雨水渠）などの整備を推進します。
- ・雨水の流出抑制を図るため、河川上流部に治水ダムの建設を促進し、また、河川流域の雨水貯留施設などの設置を進めます。
- ・河川上流域では、水源かん養と保水機能の向上を図るため森林の保全回復に努めます。
- ・大規模開発などにおいて、開発地域の下流河川などへ影響を及ぼさないように調整池や浸透施設などの整備を図るよう適切な指導を行います。

桜島爆発対策・降灰対策

- ・桜島火山の爆発や火山性地震などに対応できるよう、桜島地域内における情報収集・伝達体制の充実強化を図るとともに、市民と一体となって警戒避難体制の確立を図り、桜島爆発対策計画を充実します。
- ・土石流対策として、黒神川等の重要河川の防災工事を促進します。
- ・克灰袋配布事業をはじめ、道路降灰の除去事業や集積された宅地降灰の収集事業の推進を図り、降灰の迅速な除去収集体制の充実に努めるなど、各種降灰対策事業を推進します。

【主な事業】

- ・防災行政無線の整備
- ・急傾斜地崩壊対策事業の促進
- ・がけ地近接等危険住宅移転事業の推進
- ・自主防災体制の整備促進
- ・河川改修の促進
- ・公共下水道（雨水渠）などの整備
- ・港湾の整備（白浜港、長谷港など）
- ・退避舎の整備
- ・各種降灰対策事業の推進

【県等の事業】

- ・急傾斜地崩壊対策事業の推進（県）
- ・二級河川の整備推進（県）
甲突川、新川、稲荷川など
- ・河川総合開発事業（西之谷ダム）の推進（県）
- ・土石流対策（重要河川の防災工事）の推進（国）

（２）消防

【基本的方向】

より迅速で、的確な消防救急活動等が展開できるよう消防・救急拠点の整備や高度救急体制の充実、消防車両等の機械装備の近代化を進めます。また、住宅防火対策、各種事業所や危険物施設の防火、保安対策など総合的な火災予防対策の充実に努めます。

【施策の概要】

- ・消防・救急拠点の整備や消防緊急通信指令システムの整備などにより消防、救急体制の充実や関係機関との連携強化を図ります。
- ・消防力の充実のために、消防水利の整備、消防車両等の機械装備の科学化、近代化を図ります。
- ・火災予防対策として住宅防火対策、自主防火組織の育成・指導並びに危険物施設や特殊建築物等の防火・保安管理体制の確立と防火意識の高揚を図ります。
- ・消防分団舎の整備を図るとともに、消防団の活性化及び地域との連携強化を図ります。

【主な事業】

- ・消防庁舎の整備（松元地域、郡山地域など）
- ・消防分団舎の整備
- ・消防用車両の整備
- ・消防水利の整備
- ・消防緊急通信指令システムの整備
- ・高度救急体制の充実及び救急拠点の整備

（３）交通安全，防犯

【基本的方向】

交通安全施設の整備改善を図り、効果的な交通規制等を促進します。また、関係機関との連携により、市民総ぐるみの交通安全対策を推進します。

防犯については、広報活動の充実や各地区の防犯団体等の育成強化に努めるとともに、防犯灯等の整備充実を促進します。

【施策の概要】

交通安全

- ・運転者、歩行者等の道路利用者に対する交通法令等の遵守や、交通マナーやモラルの向上など交通安全意識の高揚及び交通安全教育の徹底に努めます。
- ・信号機や横断歩道等の各種交通安全施設の整備を促進するとともに、歩道や自転車歩行者道路、照明灯の整備、踏切道及び交差点の改良等に努めます。
- ・子ども、高齢者、障害者等すべての人々の安全を確保するため、防護柵や誘導ブロック等の整備拡充を図るとともに、バリアフリーに配慮した道路の整備に努めます。
- ・交通事故相談業務や交通災害共済制度の充実を図ります。

防犯

- ・防犯思想の普及・啓発の充実と努めるとともに、市民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚を図ります。
- ・犯罪を防止し明るく住みよいまちづくりを推進するため、関係機関と連携し、暴力追放運動や社会を明るくする運動を推進します。
- ・夜間における市民の安全を守るため、町内会等に対し、防犯灯等に要する経費の助成を行い、防犯灯や街路灯の整備充実を促進します。

【主な事業】

- ・交通安全市民運動の推進
- ・交通安全施設の整備（再掲）
- ・防犯団体の育成強化
- ・防犯灯等の整備の促進

まちづくり計画

(4) 消費生活

【基本的方向】

消費生活に関する必要な知識を身につけられる機会の確保、消費生活情報の収集・提供などに努めるとともに、安全な商品またはサービスの供給、消費者と事業者との取引や計量など適正な事業活動の確保に努めます。また、相談に対する的確な助言、消費者苦情の早期解決、新たな手法の消費者被害の発生への速やかな対応などに努めます。

【施策の概要】

- ・各種消費生活講座等の実施により、必要な知識を身につけられる機会を提供します。
- ・消費生活に関する情報を積極的に収集分析するとともに、広報紙やホームページの活用などさまざまな機会や方法により、消費者にわかりやすく提供します。
- ・消費者からの相談に対する的確な助言を行うとともに、消費者苦情の早期解決を図ります。
- ・全国消費生活ネットワークシステムなどを活用し、最新の相談事例や対応方法の把握に努めます。

【主な事業】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・消費生活啓発事業の推進・消費生活相談の充実 |
|---|

(5) 地域福祉

【基本的方向】

福祉制度についての情報提供や福祉に関する学習機会の充実を図るとともに、民生委員・児童委員の活動体制の充実、地域ボランティアの育成・支援を行い、社会福祉施設や住民との協働による地域福祉推進体制の充実に努めます。

また、高齢者や障害者等が安心して日常生活を営めるよう、在宅福祉の充実に努めるとともに、福祉サービスを適切に選択・利用できるよう支援体制の充実に努めます。

【施策の概要】

- ・地域福祉活動の場である、集会所や地域福祉館等の整備を推進するとともに、より利用しやすい施設の運営に努めます。
- ・地域住民や社会福祉に携わる人々が相互に協力し、全ての地域住民が社会、文化活動に参加でき、また、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、市民と行政が協働しながら地域福祉を推進します。
- ・福祉に関する助言者及び相談者としての役割を担う民生委員・児童委員の研修や活動体制をさらに充実します。
- ・校区・地区社会福祉協議会、ボランティアなどの地域活動を支援します。
- ・福祉サービスを適切に選択し利用できるよう支援体制を充実します。

まちづくり計画

【主な事業】

- ・地域福祉館の整備
- ・民生委員・児童委員活動に対する支援

(6) 障害者福祉

【基本的方向】

ノーマライゼーションの理念について、市民への啓発を図るとともに、住みよい生活環境づくりや自立のための条件整備を進め社会活動への参加を促進します。

また、多岐にわたるニーズに応え、必要な保健福祉サービスを的確に提供するために、保健・医療、療育体制の強化を図るとともに、社会適応訓練等のための施設の整備を促進します。

【施策の概要】

- ・障害の状況に応じた情報提供やコミュニケーション手段の確保、移動支援等により、社会参加を促進します。
- ・住宅改造に要する費用の助成を行い、住宅のバリアフリー化を促進するとともに、公共施設のバリアフリー化を推進します。
- ・在宅福祉サービスや相談支援体制を充実するとともに、民間による福祉施設の整備を促進します。
- ・障害の早期発見、早期治療や療育等の体制を充実するとともに、更生医療や育成医療の給付を行い、障害者の健康増進を図ります。
- ・精神障害者の社会参加と自立を支援するとともに、精神障害者に対する正しい知識の普及啓発等を行うための施設を整備します。

【主な事業】

- ・障害者の社会参加の促進
- ・生活環境の整備
- ・在宅福祉サービスの充実
- ・保健・医療、療育の充実
- ・障害者福祉施設の充実
- ・精神障害者保健福祉交流センター（仮称）の建設

(7) 高齢者福祉，介護保険

【基本的方向】

長くなった高齢期をできる限り要介護状態に陥ることなく、健康で生きがいを持って生活できる環境づくりに努めます。また、介護が必要な人については、公平な負担のもと、質の高い介護サービスを受けることができるよう、その基盤づくりを推進するとともに、介護予防対策や在宅サービスの適切な提供を図ります。

また、バリアフリー化を推進し、高齢者が安心して快適な生活を送れるまちづくりに努めるとともに、市民が世代を超えてふれあい、支えあい、ともに生きる地域づくりを進めます。

【施策の概要】

高齢者福祉

- ・介護サービスの円滑な実施を確保するため、特別養護老人ホーム等施設サービスについて、民間による整備を促進します。
- ・ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、緊急通報装置の普及や給食サービスの充実など、生活支援対策を推進します。
- ・各種生きがい対策を実施するとともに、老人クラブ活動など高齢者の自主的活動を支援します。
- ・高齢者の生きがい・健康づくりを支援する拠点施設としての高齢者福祉施設については、全市的なあり方を考えるなかで整備を進めるとともに、利用しやすい施設の運営に努めます。
- ・住宅改造に要する費用の助成を行い、住宅のバリアフリー化を促進します。
- ・高齢社会と福祉について理解を深めるため、福祉教育の充実等に努めます。
- ・必要な福祉等の各種サービスの利用を促進するため、在宅介護支援センター及び相談員等による相談機能の強化を図ります。
- ・痴呆性高齢者等の権利擁護を推進するため、関係団体と連携し、成年後見制度の周知・普及に努めます。
- ・痴呆性高齢者の徘徊による事故を防止するため、早期に発見できるシステムの利用を支援します。

介護保険

- ・利用者のニーズの多様化に対応するため、利用状況等を事業者提供すること等により、在宅サービスを提供する事業者の参入を促進します。
- ・介護老人福祉施設等については、入所申込者の状況や利用状況を踏まえ、民間による整備を促進します。
- ・介護老人福祉施設における生活環境の向上を促進するとともに、施設職員の資質の向上等に努めます。
- ・介護保険相談員等による各種相談への対応や事業者、国民健康保険団体連合会等との連携による相談や苦情への対応等体制づくりに努めます。
- ・利用者が介護保険対象サービスを適切に選択できるよう、事業者のサービス内容に関する情報の提供に努めます。

【主な事業】

- ・老人福祉施設の整備促進
- ・高齢者福祉センター等の整備（吉野地域、伊敷地域など）
- ・介護予防・生活支援対策事業の推進
- ・高齢者社会参画促進事業の推進
- ・住環境の整備
- ・地域ケア体制づくり事業の推進
- ・介護保険対象サービスの基盤整備・質的向上

まちづくり計画

(8) 児童福祉

【基本的方向】

児童虐待や児童が被害者となる犯罪の予防や早期発見に努めます。また、母子・父子家庭及び寡婦に対する経済的支援や自立への支援を図ります。

【施策の概要】

- ・さまざまな児童の諸問題に対し、相談に応じ、助言・指導を行います。特に児童虐待に関しては、必要に応じ児童委員や児童相談所等と連携し、虐待を受けた児童の保護を図るとともに、保護者に対する適切な助言・指導を行い再発の防止に努めます。また、児童虐待等に関する広報・啓発を進めます。
- ・母子家庭等の悩み事や相談事への対応を充実するとともに、児童扶養手当をはじめとする各種手当、医療費の助成、各種貸付制度等により、母子家庭等に対する経済的な支援を行います。

【主な事業】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・児童虐待対策事業の推進・母子家庭等支援事業の推進 |
|--|

(9) 少子化対策

【基本的方向】

仕事と子育ての両立が図られるよう、市民や企業等の理解を深め、雇用環境の整備を促進します。

また、安心して子どもを産み育てることができるよう、出産や育児についての支援の充実を図るとともに、多様な保育ニーズへの対応を進めます。

【施策の概要】

- ・地域子育て支援センターの整備など、子育てに関する総合的な相談体制の充実を図り、妊娠、出産、発育等の子育てに関する相談が、気軽にできる環境をつくります。
- ・保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦や乳幼児の健康な育成に対し、医療費等の助成を行います。
- ・母親等の病気に伴い、養育が困難になった乳幼児の養育を支援します。
- ・保育需要の動向に対応した保育サービスを確保し、保育所待機児童の解消に努めます。
- ・保育所入所児童の安全の向上と保育環境の充実を図るため、施設・設備を整備し、保育所の多機能化と特別保育事業を推進します。
- ・安心して預けられる子育ての相互援助活動や児童クラブの整備等による放課後児童健全育成事業を推進します。

まちづくり計画

【主な事業】

- ・子育て支援事業の推進
- ・母親クラブの育成・支援
- ・保育所の整備（吉田地域の保育所の統合・新設など）
- ・児童クラブ施設の整備

（10）国民年金，国民健康保険，生活保護

【基本的方向】

国民年金及び国民健康保険の制度についての啓発活動に努めるとともに、制度の改善充実について、国に対して要請します。

生活保護については、被保護者等の経済的な基盤の確保と回復に努め、相談・生活指導等を行い、自立更生・助長を進めます。

【施策の概要】

国民年金

- ・市民の年金受給権を確保するため、市広報紙等により国民年金制度の啓発に努めます。

国民健康保険

- ・国民健康保険事業の趣旨普及の徹底と相互扶助意識の高揚を図ります。
- ・被保険者の健康の保持増進、保険料の収納率向上及び医療費適正化の推進に努めます。

生活保護

- ・各種公的扶助制度等の効果的な活用のための相談、指導を充実します。
- ・自立更生のための相談・生活指導を充実します。

【主な事業】

- ・国民年金制度の啓発
- ・国民健康保険における保健事業の実施
- ・自立促進事業の推進

（11）健康づくり，保健予防

【基本的方向】

「かごしま市民健康55プラン」を基本に、さまざまな関係者の連携を強化し、市民の選択による主体的・効果的な健康づくりを推進するとともに、疾病を持つ人々への支援に努めます。

また、地域の健康づくり活動や健康情報発信の拠点となる保健所・保健センターの機能充実を図るとともに、検査体制及び施設・設備等の整備を行います。

【施策の概要】

健康づくり

- ・かごしま市民健康55プランを推進し、市民が主体的に取り組む健康づくり運動

まちづくり計画

を展開します。

- ・かごしま市民健康55プランの継続的な協働推進を図るため、鹿児島市健康づくり推進市民会議を核とし、市民への報告会や講演会等を通じ、市民参加を推進します。
- ・市民一人ひとりの主体的な健康づくりへの取組みを支援するために、市民のニーズに応じた健康づくりに関する情報の提供に努めるとともに、健康づくり施設の有効活用を図ります。

保健予防

- ・脳卒中、がん等の生活習慣病の早期発見のため、受診しやすい健診体制を整備し、健康手帳や健診内容を充実するとともに、市民の健康状態や年代に応じた指導・助言ができるよう相談体制を充実します。
- ・心身の機能が低下している高齢者等の自立支援や閉じこもり防止により介護予防を推進するため、ボランティアの協力を得て関係機関と連携しながら、地域参加型機能訓練（お達者クラブ）等を拡充します。
- ・情報提供や市民の健康づくり活動の拠点として機能が発揮できるよう、保健センターの整備を行い、機能の充実と強化を図ります。
- ・試験検査を的確にできる体制、施設等を整備して、その機能の強化を図ります。

【主な事業】

- ・健康づくり支援事業の推進
- ・各種検診事業の実施
- ・介護予防事業の推進
- ・保健センターの整備（吉野地域）

（12）救急・休日夜間医療，市立病院

【基本的方向】

救急・休日夜間医療については、夜間の初期救急医療体制の整備・拡充を図り、二次・三次救急医療との連携のもとに、救急医療体制の充実に努めます。

市立病院は、県下の中核的総合病院としての機能を一層充実します。

【施策の概要】

救急・休日夜間医療

- ・利用者の増加に伴い夜間における初期救急医療体制の整備・拡充を図ります。

市立病院

- ・高度医療機器の計画的導入を図るとともに、疾病構造の変化に対応するため診療科の充実に努めます。

【主な事業】

- ・夜間急病センター（仮称）の建設
- ・市立病院における高度医療機器の整備等

まちづくり計画

(13) スポーツ・レクリエーション

【基本的方向】

体育施設の整備・充実及び関係施設の効果的な活用を進め、市民の多様なスポーツ活動を支援するなど、スポーツ・レクリエーションの振興に努めます。また、地域スポーツクラブの育成を進め、市民の連帯感の高揚や地域の活性化を目指します。

【施策の概要】

- ・競技スポーツ及び生涯スポーツの活性化を図るため、鴨池公園水泳プールを移築するとともに、新たな体育施設や既存の施設の整備・充実に努めます。
- ・地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション活動の核となるスポーツクラブの育成についての啓発や組織化を推進するとともに、市民の多様なニーズに対応したスポーツ・レクリエーション活動の拡充を図ります。
- ・スポーツ・健康体力づくり施設の利用案内・予約システムの活用等による情報提供を行うとともに、健康体力・スポーツ相談体制の充実やスポーツ関係団体への加入促進を図ります。
- ・スポーツ・レクリエーション関係団体やスポーツ少年団の組織を充実するとともに、体育指導委員等の指導者の養成・確保に努め、スポーツ・レクリエーションリーダーバンクを整備します。

【主な事業】

- ・鴨池公園水泳プールの整備
- ・体育施設等の整備（郡山地域の屋内運動施設の整備など）
- ・地域スポーツクラブの育成
- ・スポーツ・レクリエーション施設の利用案内・予約システム等によるネットワーク化の推進

【県の事業】

- ・サッカーやラグビーを中心に県民が気軽に利用できる球技施設の整備（鹿児島ふれあいスポーツランド内に整備）

2 豊かな心と個性を育むまち〔個性創造都市〕

(1) 幼児教育

【基本的方向】

私立幼稚園等の関係機関との連携のもと、心の教育など保育内容の改善・充実や子育て支援の一層の充実に努め、幼児教育の振興を図ります。

【施策の概要】

- ・ 幼稚園就園奨励費補助制度や障害のある幼児の早期教育相談の充実に努め、就園しやすい環境づくりに努めます。
- ・ 園児の直接体験を重視した心の教育を推進するとともに、私立幼稚園・保育所の運営や研修等を援助するなどして、保育内容の改善・充実を推進します。
- ・ 職員の研修事業の充実や幼稚園、保育所、小学校の相互の連携を図ることにより、職員の資質向上に努めます。
- ・ 幼稚園・保育所の施設設備の整備や地域の実情に対応した弾力的な園運営を支援することによって、幼児教育の一層の充実に努めます。

【主な事業】

- ・ 幼稚園施設の整備
- ・ 私立幼稚園就園奨励費の補助
- ・ 私立幼稚園協会の運営等に対する助成

(2) 学校教育

【基本的方向】

各学校が自主性・自律性を発揮し、家庭や地域社会における教育との関連や幼小、小中、中高の各学校段階の関連を考慮し、望ましい人間形成を図るうえで必要な基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、一人ひとりのよさや可能性を伸ばし、生きる力を育みます。あわせて、健康・安全に関する基礎的な知識や実践力を身につけた児童生徒を育成します。特殊教育については、幼児児童生徒一人ひとりの障害の状態等に応じた教育を一層充実します。

また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育環境の整備充実に努めます。

【施策の概要】

義務教育

- ・ 指導方法や指導内容の改善・充実に努め、児童生徒の自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、自然体験活動やボランティア活動、カウンセリング体制等の充実によって心の教育を推進して、生きる力を育成します。
- ・ 各学校が地域の自然、文化、歴史や児童生徒の興味・関心等を生かした教育課程・教育活動等を編成・実施できるよう支援するとともに、家庭や地域社会との連携を積極的に図り、特色ある開かれた学校づくりに努めます。
- ・ 教職員に対する研修・講座を計画的・組織的に立案・実施し、使命感や専門性を

高めるなど資質の向上を図るとともに、その適正配置に努めます。

- ・校舎・屋内運動場等の増改築などや教育用コンピュータなど、学校の施設設備の計画的な整備を進めるとともに、適切な維持管理に努めます。また、余裕教室の有効活用を図ります。

高等学校教育

- ・義務教育の基礎の上に立って、生徒の興味・関心、進路希望に応じた主体的な学習が展開されるよう努めるとともに、社会の変化に対応した教育内容を充実し、個性を伸ばす教育を推進します。
- ・文化・スポーツ活動や職業教育等の充実を図るとともに、中高一貫教育についても研究するなど、特色ある学校づくりに努めます。また、学校・家庭・地域社会の連携による生徒の倫理観・規範意識の育成や全教育活動を通じた生徒指導・カウンセリング体制の充実を図ります。
- ・教職員の実践的指導力を養い、使命感や専門性を高めるなど、教職員の資質の向上を図るとともに、施設設備の整備充実に努めます。
- ・私立高等学校の振興について関係機関に働きかけるとともに、私立高等学校に対する助成に努めます。

学校保健体育

- ・自ら運動に親しみ実践できる能力と基礎的な体力を高めるため、教科体育の学習内容の充実や指導方法の改善を推進するとともに、体育的活動や運動部活動の充実を図ります。
- ・心身ともに健康で安全に行動できる児童生徒を育成するため、保健安全管理を徹底し、健康教育の充実を図ります。また、学校給食の充実を図り、家庭との連携を密にしながら、望ましい食習慣の形成に努めます。
- ・児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、学校体育施設設備の整備充実に進めるとともに、安全点検を徹底し、安全管理に努めます。
- ・学校保健体育に関する今日的課題に対応できる研修や講座を充実するとともに、専門的知識や経験を有する外部指導者等の活用を図り、教職員の指導力の向上に努めます。

特殊教育

- ・障害の状態等に応じた適正な就学がなされるよう就学教育相談の充実を図ります。
- ・障害のある幼児を受け入れている幼稚園への補助事業を推進するとともに、対象児の早期教育相談を実施します。また、関係機関との連携を強化し、系統的な指導の推進と障害の状態等に応じた進路選択を支援します。
- ・特殊教育や障害児についての正しい理解と啓発に努めるとともに、通常の学級と盲・聾・養護学校との交流教育を推進します。
- ・盲・聾・養護学校と連携した実践研究に取り組むとともに、特殊教育に関する研修の充実に努めます。また、実態に応じて特殊学級の設置を進め、あわせて施設設備の整備を図ります。

【主な事業】

- ・心の教育の推進
- ・校舎の大規模改造、増改築
- ・屋内運動場の大規模改造、増改築
- ・既設校舎等の改修
- ・教育用コンピュータの整備
- ・学校体育施設等の整備
- ・中学校・高等学校の運動部活動への指導協力者の派遣
- ・特殊教育対象児の早期教育相談の充実
- ・特殊学級及び通級制特殊学級の施設設備の整備充実

(3) 家庭教育，青少年教育

【基本的方向】

親子関係の現状や子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する親の学習機会の充実を図りながら、家庭・学校・地域社会が一体となった地域ぐるみの学習・実践活動を展開します。

また、社会体験や自然体験を組み入れた異年齢集団活動や地域活動への参加を促すなど、鹿児島島の風土を生かした青少年教育を推進するとともに、社会全体で子どもを育てる気風づくりに努めます。

【施策の概要】

家庭教育

- ・関係機関や企業等と連携し明日の母親と父親のための家庭教育講座や育児教室、家庭教育学級や父親セミナー、企業内生涯学習セミナー等を実施して、親の学習機会の拡充を図ります。
- ・子育てに関する相談に対応できるボランティアの育成や生涯学習情報システム等の活用を通して、家庭教育に関する学習機会の情報の提供・相談を拡充します。
- ・青少年教育施設等におけるさまざまな体験活動を通して、親子のふれあい活動を促進します。また、社会教育関係団体との連携を強め、地域における親子の社会参加活動を促進します。

青少年教育

- ・青少年団体のリ・ダ・や指導者を養成し、異年齢集団による体験活動や世代間ふれあい活動、ボランティア活動、郷土芸能の伝承活動など、鹿児島島の教育的な伝統や風土を生かした青少年教育を推進します。
- ・関係機関・団体や地域と一体となって、心豊かで元気あふれる青少年を育成する運動や非行の早期発見と防止を図る補導・相談活動などを促進し、青少年が健全に育つ環境づくりに努めます。

【主な事業】

- ・心豊かで元気あふれる青少年を育成する運動の推進
- ・青少年教育施設の整備
- ・冒険ランドいおうじま（仮称）等、青少年教育施設における体験活動の実施

（４）生涯学習

【基本的方向】

家庭教育、学校教育、社会教育の一層の充実と相互の連携を図り、市民の学びの場を市内全域に広げるとともに、その体系化を進めます。

成人教育については、社会教育施設間の情報交換や事業等の連携に努めるとともに、学習グループ・指導者の育成を図ります。

また、高等教育機関等の充実を促進するとともに、地域への幅広い開放を要請します。

【施策の概要】

生涯学習

- ・市内全域を学びの場としてとらえ、多様で高度な市民の学習ニーズや学習相談に適切に対応できるよう、生涯学習推進基盤の充実を図ります。また、生涯学習関連施設の機能の充実を図り、ネットワーク化を進めます。
- ・生涯学習ボランティアを育成するとともに、学習機会の体系化を進め、生涯学習の成果が適切に評価され、社会に生かされる体制づくりに努めます。
- ・市民が生涯学習コミュニティづくりに積極的に参画できる体制づくりを進めます。

成人教育

- ・高度化、専門化する成人の学習ニーズに対応するため、大学や民間教育機関、企業との連携を通して、生涯学習プラザ、公民館、市立高等学校等における講座の充実を図るなど、学習機会の拡充に努めます。
- ・社会教育実践の担い手として、PTA、あいご会、地域婦人会等の社会教育関係団体の育成を図ります。また、各種研修会を通してリーダーや学習グループを育成し、生涯学習によるコミュニティづくりを進めます。

高等教育・専門教育

- ・大学の学部・学科、大学院の充実を要請するとともに、専修学校・各種学校に対しては市民の多様なニーズに対応するよう助成に努めます。
- ・社会人の学習意欲に対応するとともに、地域に開放された学校となるよう要請し、市民の生涯学習への意欲に応えられるよう努めます。

【主な事業】

- ・生涯学習施設の整備
- ・校区公民館の整備
- ・生涯学習関連施設のネットワーク化の推進
- ・公民館講座の充実
- ・社会教育関係団体等の育成

(5) 文化振興

【基本的方向】

優れた芸術文化に幅広くふれる機会の拡充と市民の自主的・創造的な芸術文化活動の促進に努めるとともに、文化団体や文化を育む人材の育成を図ります。また、文化施設の充実と活用を図るとともに、情報通信技術を活用した文化に関する情報発信や各施設の収蔵品等の情報の保存・蓄積に努めます。

あわせて、地域で生まれ、保存・伝承されてきた文化財をさらに未来へ継承するために、保存と活用を積極的に推進します。

【施策の概要】

文化振興

- ・芸術鑑賞劇場の開催や市民文化ホール等での自主文化事業の実施など、鑑賞事業の充実と努めるとともに、美術館の収蔵作品の充実を図り、美術の紹介に努めます。
- ・本市の芸術文化の将来を担う人材や伝統文化を保存・伝承する人材の育成に努めるとともに、文化団体の自主的・創造的活動の奨励援助を促進します。また、地域公民館等を活用しながら、地域レベルの文化活動を推進します。
- ・文化施設はそれぞれの用途や性格に応じた整備充実を図るとともに、図書館・図書室については資料の充実や利用しやすい環境づくりに努めます。
- ・椋鳩十児童文学賞のさらなる充実と努めるとともに、近代文学館等を活用して、本市の文学振興に努めます。
- ・インターネット等による情報発信に努めるとともに、デジタル技術等を用いて、各施設の収蔵品等情報の保存・蓄積を行います。

文化財の保護と活用

- ・有形・無形の貴重な文化財の保存・活用並びに伝承に努め、市民の文化財に対する理解と認識を深めるとともに、文化財愛護思想の高揚を図り、文化財を次世代へ適切に継承します。
- ・ふるさと考古歴史館等の展示資料等の充実を図るとともに、企画展等の各種事業の推進に努めます。

【主な事業】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・芸術鑑賞機会の充実・市民文化活動の促進・文化施設の整備充実・図書館・図書室の整備充実及びネットワーク化の推進・文化財の保護・活用 |
|---|

(6) 人権

【基本的方向】

人権意識の啓発、人権教育及び人権相談の充実を図り、人権に対する正しい認識と理解を深めるとともに、同和対策についても、地域福祉の充実、地域住民の経済的自立・生活安定の促進に努めます。

【施策の概要】

- ・学校・家庭・地域・企業等のあらゆる場を通じて人権教育・啓発活動を積極的に推進します。
- ・人権教育の各種研修会等を実施し、人権意識の高揚を図るとともに、人権問題に関する研修会を行う団体・グループなどの自主的な活動を支援します。
- ・市民一人ひとりが人権問題について、正しい認識と理解を深められるよう社会教育における人権教育を推進します。
- ・児童生徒の人権感覚を高める教育活動の充実に努めるとともに、教職員の研修体系の確立に努めます。
- ・国、県、関係団体との連携を強化し、人権相談体制の充実を図ります。
- ・市民館、集会所の各種相談事業や教育講座等をより充実し、地域社会づくりを推進するとともに、地域住民の経済的自立・生活安定の促進に努めます。

【主な事業】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・人権意識の啓発・人権教育の充実・人権相談の充実 |
|--|

(7) 男女共同参画社会

【基本的方向】

性別による固定的役割分担意識を是正し、男女が個人として尊重され、その能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりを進めます。

【施策の概要】

- ・女性の人権の確立を図るため、女性に対する暴力についての実態を把握し、その根絶に向けて調査研究を進め、広報啓発活動を推進します。
- ・男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しを進めるとともに、性別による固定的な役割分担意識の是正のための広報啓発活動を推進します。
- ・意思決定過程への女性の参画を促進するための広報啓発活動の充実や女性の能力開発のための学習機会を提供します。また審議会等における女性の参画の目標値を設定し、実効性のある取り組みを進めます。
- ・多様なライフスタイルに対応できる保育サービスや子育て支援策を充実させ、男女を問わず育児や介護、その他の家庭活動を担い仕事との両立が図れるよう、環境の整備を促進します。

まちづくり計画

【主な事業】

- ・男女共同参画計画事業の推進
- ・男女共同参画センターの活用
- ・女性に対する暴力対策事業の推進

(8) コミュニティ

【基本的方向】

コミュニティづくりについては、コミュニティに対する意識の高揚を図るとともに、コミュニティ活動への支援や地域活動の核となる人材の育成などに努めることにより、その活動を促進します。

【施策の概要】

- ・コミュニティ活動に関する情報提供や各種団体のネットワーク化を図り、諸活動への参加を推進し、コミュニティ意識の高揚に努めます。
- ・研修会やセミナー等の開催により、コミュニティ活動の核となる人材育成に努め連帯感のある地域づくりを推進します。
- ・町内会や自治公民館等が主催する自主的な活動に対し、各種補助制度等により地域活動の活性化を支援するとともに、町内会や自治公民館等への加入促進に努めます。
- ・地域の歴史や独自性に配慮し、特色ある地域づくりに努めます。
- ・地域公民館や生涯学習プラザ等における学習機会の体系化を図るとともに、講座等の内容の一層の充実に努めます。
- ・住民の身近なコミュニティの活動の場の充実に努めるため、集会施設の建設や増改築等について支援します。
- ・地域拠点施設としての地域公民館、校区公民館、地域福祉館や生涯学習の推進拠点としての生涯学習プラザの整備充実に努めるとともに、学校施設等の地域への開放を推進します。

【主な事業】

- ・コミュニティ活動の促進
- ・コミュニティ施設整備の促進

3 人と自然にやさしい快適なまち〔快適環境都市〕

(1) 環境保全，一般廃棄物，産業廃棄物

【基本的方向】

地球的規模の環境問題を視野に入れて、これまでの発生源対策を継続しながら、足下からできる地球環境保全対策を着実に推進するとともに、環境教育・学習を推進します。あわせて、環境に配慮した率先行動を実行し、環境への負荷の少ない循環型の都市づくりを事業者、市民と協力連携して進めます。

また、ごみの発生抑制（リデュース）、リユース、リサイクルを推進します。事業者に対しては、排出者責任を明確にし、自己処理原則の周知徹底を図るとともに、ごみの排出抑制・資源化への取り組みを指導します。

あわせて、産業廃棄物の監視・指導の強化や関係機関との協力連携に努めるとともに、マニフェストの普及などによる適正処理を促進します。

【施策の概要】

環境保全

- ・省資源、省エネルギーの普及や新エネルギーの利用に取り組みます。
- ・市民が、環境について学ぶとともに、相互の交流や情報交換ができる参加・体験型の環境学習拠点施設を整備します。
- ・本市は事業者・消費者としての立場から、低公害車の導入やグリーン購入など、率先して環境負荷の低減に取り組みます。

一般廃棄物

- ・市民が気軽にリユース・リサイクル活動に参加できる拠点施設として、リサイクルハウス（仮称）を整備し、その活動の促進を図ります。
- ・事業者に対して、事業活動から発生したごみの排出者責任を明確にし、自己処理原則の周知徹底を図ります。
- ・資源の有効利用を推進するため、粗大ごみから金属類などの資源物を回収する粗大ごみ処理施設を建設します。
- ・ごみの減量化・減容化に努め、横井埋立処分場の延命化を図るとともに、将来の埋立ごみ量に対応するため2工区2期の建設を行います。

産業廃棄物

- ・産業廃棄物処理施設の立ち入り調査や不法投棄等の監視・指導を行います。
- ・産業廃棄物の資源化及び再生品の利用促進や減量化、適正処理の普及・啓発に努めます。

【主な事業】

- ・新エネルギー関連事業の推進
- ・環境学習拠点施設の整備
- ・リサイクルハウス（仮称）の整備
- ・ごみ処理施設の整備
- ・産業廃棄物監視・指導体制の充実

まちづくり計画

(2) 自然環境，公園緑地，都市緑化

【基本的方向】

自然の持つ多様な機能を生かしながら、自然環境の保全に努めるとともに、自然との共生やふれあいの確保、自然保護意識の高揚を図ります。

一方、公園緑地については、全市的に調和のとれた配置と拡充に努めるとともに、多様化する公園緑地へのニーズに対応するため、既設公園のリニューアル等を行います。

また、街路、公園、公共公益施設等の公共の緑化の推進や住宅地、事業所等の民間の緑化の促進を図るとともに、自然の持つ多様な機能を生かしながら、自然緑地をはじめとする緑の確保に努めます。

【施策の概要】

自然環境

- ・市街地を環状に取りまく自然緑地の保全に努めるとともに、市街地に近接する緑地や樹木等の保護に努めます。
- ・自然を守り育てる心を育むため、自然観察会や水辺教室等の開催、啓発用冊子の作成・配布等により、自然保護意識の高揚に努めます。

公園緑地

- ・地域に密着した街区公園等の均衡のとれた配置、拡充に努めるとともに、地域住民の利用に供する近隣公園、地区公園等の整備を推進します。
- ・既設公園のバリアフリーを進めるとともに、多様化する公園緑地へのニーズに対応するため、地域の実情に応じたりリニューアル等を行います。また、街区公園の整備や管理等については、市民参加型手法の導入を検討します。
- ・海辺や河川の水辺を生かした親水性のある公園緑地の整備を進めます。

都市緑化

- ・景観及び防災等で特に重要な緑地については、市民緑地制度の導入や緑地保全地区の指定による一団の緑の確保に努めます。
- ・地域の特性や景観を生かした街路樹の植栽を行い、また、都市公園の整備にあたっては、緑の拠点として緑化を進めるとともに、それぞれの特徴を生かした緑の質の向上を図ります。
- ・花と緑の相談所の開設や緑化イベントの開催などを通じて、広く市民の緑化意識の高揚を図り、民間緑化を促進します。
- ・花と緑のまちづくりを推進するため、町内会などにおける花いっぱい運動や市民参加による緑化事業等を積極的に推進します。

【主な事業】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・保存樹、保存樹林、保護地区の指定による樹木等の保護・公園緑地の整備・街路・公園等の緑化 |
|--|

まちづくり計画

(3) 都市景観

【基本的方向】

創造性豊かで周辺環境にも配慮した景観整備を行い、地域特性を生かした都市景観の形成に努めていくとともに、歴史的・文化的雰囲気にあふれた都市景観の保全、再生、活用を進めます。

【施策の概要】

- ・各地域の景観特性や景観要因を保全、再生、活用し、市民が親しめる景観の形成を図ります。
- ・地域の拠点となる駅周辺、商店街、住宅地などにおける整備では、新たなまちの顔となる景観の創造に努めます。
- ・街路、公園、公共の建物などの公共空間の整備では、周辺環境や夜間の景観に配慮して地域性豊かで魅力的な空間形成を創出します。
- ・中心市街地においては、本市のシンボルとなる幹線道路の再整備、電線類の地中化、河川環境の改善などによる開放感あふれるさわやかな空間を創造し、市街地の活性化に役立たせます。
- ・公園・道路の花や樹木を充実させるとともに、田園や山林などの緑豊かで良好な自然環境や美しい景観の維持・保全に努めます。

【主な事業】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・建築文化賞の実施・電線類地中化の推進・屋外広告物景観対策の推進 |
|--|

【県等の事業】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・電線類地中化の推進（国・県） |
|---|

(4) 住宅、住環境

【基本的方向】

住宅の基本性能の向上を図るため、建て替えや改修等を促進し、安全で良質な住宅ストックの形成に努めます。

また、地域の自然、文化及び歴史などの特性を生かし、コミュニティ活動等に対応した、安全で快適な環境づくりに努めます。

【施策の概要】

住宅

- ・市営住宅の整備にあたっては、建て替えを主体に取り組み、利便性の高い市街地の建て替えにあたっては、高度利用による戸数増を図ります。また、建て替えや改善にあたっては、バリアフリー対策の充実を進めることを基本とし、少子高齢社会を踏まえた住宅需要への的確な対応を図ります。
- ・多様化する市民の住宅ニーズに対応するため、家族構成や世帯構成に応じた、き

まちづくり計画

め細やかな市営住宅の供給に努めます。

- ・地区の過疎化が進行している既存集落においては、定住促進や地域活性化に資するため、豊かな自然環境等の地域資源を活かし、田園風景と調和した市営住宅の建設を推進します。
- ・既存ストックについては、低水準なストックを建て替えや改善を行うことにより良質なストックへの更新を図るとともに、適切な維持管理を行います。
- ・中堅所得者層や高齢者等に対し、優良賃貸住宅供給促進事業を活用し、居住環境が良好な民間賃貸住宅の供給を促進します。

住環境

- ・周辺市街地においては、土地区画整理事業等の面的整備手法の導入により、計画的な整備を推進します。
- ・住宅密集地区の解消や市街地の未利用地を有効活用するために、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業を促進します。

【主な事業】

- ・市営住宅の建設・建替（大原団地、ガーデンヒルズ松陽台など）
- ・市営住宅の全面的改善・個別改善
- ・既存集落の活性化のための市営住宅の建設
- ・土地区画整理事業の推進（再掲）
- ・市街地再開発事業等の促進（再掲）

（５）生活道路

【基本的方向】

市民が日常的に利用する道路としての機能が十分果たせるよう、幹線道路との有機的な機能分担のもとに、安全性、快適性、機能性を高めた道路整備を推進するとともに、道路の適正な維持管理の充実に努めます。

また、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したすべての人々にやさしい道路整備に努めます。

【施策の概要】

- ・市民の日常生活に密着した生活道路の持つ役割を踏まえ、地域間道路や周辺団地とのアクセス道路並びに公共公益施設に関連する道路の整備や地域特性に応じた有機的な生活道路網の整備を推進します。
- ・市民の日常的な生活に密着した、いわゆる足もと道路について、防災面や安全面に配慮した狭幅員道路の拡幅改良等を効率的に進めます。
- ・交差点改良や見通しの悪い箇所等の改良を行うとともに、道路標識等の交通安全施設の整備拡充を図り、交通の円滑化に努めます。
- ・子ども、障害者、高齢者を含め、すべての人々が、安全かつ快適に歩行や移動ができ、さまざまな社会活動等に参加できるよう歩道の段差解消や勾配の緩和等バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した道路整備に努め、歩行者や自転車利用者の安全を確保するとともに、円滑に通行できる歩行空間のネットワーク化

まちづくり計画

を図ります。

【主な事業】

- ・市道の新設・改良
- ・交通安全施設の整備

(6) 水道

【基本的方向】

安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道としての機能をさらに充実するとともに、多様化する市民の要望を的確にとらえ、維持管理の時代に即応したきめ細かい水道行政を推進します。

【施策の概要】

- ・地域の水需要に即した水道施設の整備を行い、安定給水の確保に努めます。
- ・老朽化した施設や管路の計画的な改築・更新を図ります。
- ・水道施設を適切で効率的に運用するため、管理システムの整備・拡充を図ります。
- ・未給水地区を解消するために、必要な施設の整備を計画的に行います。

【主な事業】

- ・安全でおいしい水の供給
- ・水道施設の整備、拡充
- ・災害に強い水道施設づくり

(7) 汚水対策

【基本的方向】

市街化区域内において公共下水道の処理区域の拡大に努め、水洗化を促進し、幹線管渠の整備や処理施設の増強を図るとともに、老朽化した施設の改築・更新を行います。また、今後とも下水汚泥の堆肥化を図るなど安定的な処理を推進します。

一方、公共下水道認可区域以外においては、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、浄化槽の適正な使用と適切な維持管理について、普及啓発を図ります。あわせて、地域の特性に応じた下水処理の方策について、調査・検討を行います。

くみ取りし尿については、効率的な収集運搬を行うとともに、衛生的な処理を行います。

まちづくり計画

【施策の概要】

下水道

- ・汚水管の面的整備を計画的に推進し、普及率の向上に努めます。
- ・処理区域の拡大に伴い増加する汚水に対応するため、計画的に幹線管渠の整備や処理施設の増強を図ります。
- ・汚水管路施設や処理施設の機能を保全するため、計画的に改築・更新を行います。

浄化槽・し尿

- ・合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
- ・浄化槽の適正な使用、適切な維持管理の指導・啓発に努めます。
- ・し尿の効率的な収集運搬のための中継施設を整備するとともに、衛生的な処理を行います。

【主な事業】

- ・下水道管渠の幹線・枝線整備
- ・下水道処理施設の整備
- ・小型合併処理浄化槽の設置促進
- ・し尿処理の中継施設等の整備

(8) 環境衛生

【基本的方向】

きれいなまち、より快適なまちを市民自らの手でつくろうという市民意識の高揚に努めるとともに、行政と地域住民、衛生自治団体などとの連携を深めながら、住みよい生活環境づくりを推進します。

【施策の概要】

- ・まちをきれいにする運動等を通じて、環境美化、衛生活動の促進と意識の高揚を図ります。
- ・市民や衛生自治団体、商店街、ボランティア団体等との連携強化を図りながら、生活環境衛生の向上に努めます。

【主な事業】

- ・環境美化、衛生活動の促進

(9) 墓地・斎場

【基本的方向】

市営墓地の施設の改善や環境整備に努めるとともに、共同墓地の環境整備の促進に努めます。

また、斎場の施設の充実を図ります。

【施策の概要】

- ・墓参者の利便性の向上を図るため、墓地の参道、側溝等の施設整備や公衆便所、

まちづくり計画

休憩所等の環境整備を推進します。

- ・ 斎場施設の充実を図るとともに、円滑な運営に努めます。

【主な事業】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 墓地の環境整備・ 斎場施設の充実 |
|---|

4 機能的で多彩な交流が広がるまち〔交流拠点都市〕

(1) 土地利用

【基本的方向】

土地利用にあたっては、国及び県の土地利用計画との整合を図るなかで、住民との合意形成のもと、豊かな自然や特徴ある歴史的・文化的資源、基盤整備の状況等を勘案し、災害にも十分配慮したうえで、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

【施策の概要】

- ・都市的土地利用と自然的土地利用の調和・共生を図り、既成市街地の再構築を進めるとともに、農村集落機能の活力の維持に努めます。また、合理的な土地利用を図り、良好な市街地環境を形成するため、地域の実情や特性に応じた土地利用に関する都市計画の策定に取り組みます。
- ・良好な住環境を形成するため、土地区画整理事業の実施・予定地区については、引き続き面的基盤整備を積極的に進めます。また、その他の未整備地区については、河川改修や道路整備と連動した生活環境の整備に努めるとともに、組合施行による面的整備を促進する方策を検討します。
- ・農村地域については、都市部にはない魅力的な資源である景観や自然環境の保全に配慮した生産基盤と生活環境の一体的な整備を推進し、良好な営農条件と居住環境の確保に努めるとともに、集落機能の活力の維持・増進に努めます。また、農村地域の限られた資源の有効活用を図り、都市部住民との交流の促進に努めます。
- ・森林地域については、木材資源などの生産のために森林を育成するとともに、水源のかん養、防災、保健休養の場など公益機能としての活用を図ります。
- ・公共用地の未利用地を有効に活用するとともに、必要な用地については計画的な取得に努めます。

【主な事業】

- ・都市計画の策定
- ・優良田園住宅建設促進制度の活用促進
- ・公共用地の未利用地の有効活用（松元地域の県茶業指導農場跡地など）

(2) 市街地整備

【基本的方向】

市街地における地区ごとの都市機能の役割分担を明確化するとともに、相互のネットワークを強化し、相乗効果によって本市の中核拠点性をさらに高め、個性と魅力あるまちづくりを推進します。

【施策の概要】

- ・都市拠点の整備としては、西鹿児島駅地区において、駅周辺地区における再開発等を促進し、土地の高度利用や商業・業務機能の一層の充実を図ります。鹿児島

駅周辺地区において、鉄道・運輸機構用地等を活用し、都市基盤の整備や高次の都市機能等の導入を図り、魅力ある新たな都市拠点を形成します。また、鉄道の高架化や幹線道路等の整備により交通混雑を解消するとともに、サブターミナルの整備による交通結節機能の強化を図ります。

- ・都心の再生としては、いづろ・天文館地区において、南九州の中核的な商業拠点として再開発等による魅力ある商業集積の形成をさらに促進するとともに、快適で新しい商業空間の整備を図ります。また、本港背後地区において、再開発等による土地の高度利用を促進し、本港区といづろ・天文館地区との回遊性の向上に配慮したまちづくりを進めるとともに、住宅密集地区等において、生活のたたずまいや横丁の雰囲気を残しつつ、防災面にも配慮した再開発等による生活環境の改善を図ります。また、都心部において再開発等による都市型住宅の供給を促進し、多世代のさまざまなニーズに対応した利便性の高い住環境を整備します。
- ・副都心の整備としては、谷山駅周辺地区において、土地区画整理事業等の面的基盤整備により、土地の有効活用や高度利用を進めるとともに、サブターミナルの整備等により、交通結節機能を強化し、副都心の核として魅力ある都市空間の形成と都市機能の集積を図ります。また、国道 225 号沿線の商店街の活性化を促進します。さらに、副都心としてのネットワーク型都市構造を形成するため、鉄道の高架化や幹線道路等の整備により交通混雑を解消するとともに、地域の一体的なまちづくりを推進します。また、土地区画整理事業による県農業試験場跡地周辺の土地の有効利用を促進し、副都心の都市機能の向上を図ります。
- ・周辺市街地の整備としては、土地区画整理事業による面的基盤整備を推進します。また、人口フレーム保留制度により新たに開発される住宅団地についても、良好な住環境の整備を促進します。その他の未整備地区については、無秩序な開発によるスプロール化を防止し、道路・公園・下水道等の公共施設の整備と連動した生活環境の整備に努めます。

【主な事業】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 鹿児島駅周辺地区都市拠点総合整備事業の推進・ 鹿児島駅周辺地区鉄道高架化事業の促進・ 谷山駅周辺地区リニューアル整備事業の推進・ 谷山地区鉄道高架化事業の推進・ 土地区画整理事業の推進（吉野、原良、宇宿中間、谷山、郡山中央、上谷口）・ 市街地再開発事業等の促進 |
|---|

【県の事業】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 鹿児島駅周辺地区鉄道高架化事業の推進 |
|--|

まちづくり計画

(3) 農村地域整備

【基本的方向】

それぞれの地域の特性を生かしながら、農業生産基盤との一体性に配慮しつつ生活環境を整備し、連帯感と活力のある農村地域の整備に努めます。さらに、都市部住民と農村地域との交流の促進に努めます。

【施策の概要】

- ・道路、集会施設、広場等の整備を進め、生活環境の改善に努めます。
- ・生活環境の整備にあたっては、美しい農村景観や豊かな自然環境の維持・保全に努めます。
- ・豊かな自然やゆとりある田園空間を保全し、体験的な環境学習や人々の憩いの場としての整備に努めます。
- ・市民農園等の充実により、都市部住民と農村地域との交流の促進に努めるとともに、都市部住民の食料や農業に対する関心を高めます。

【主な事業】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・農村地域における生活環境（道路、集会施設等）の整備・都市・農村交流の促進 |
|--|

(4) ウォーターフロント

【基本的方向】

鹿児島港港湾計画に位置づけられた、各港区の整備計画及び利用計画を促進するなかで、港湾の機能を高める臨港道路の整備を促進するとともに、環境にも配慮しながら人流・物流の拠点の形成など港湾空間の高度化を図るほか、その他の港湾についても整備を促進します。

また、錦江湾・桜島の自然や歴史・文化とふれあうことのできる親水緑地や施設などの整備を促進するとともに、心豊かな日常生活空間や都市の豊かさを実感できる有機的な都市機能の形成を図ります。

【施策の概要】

- ・港湾と背後地及び各港区間の交通の円滑化を図るための臨港道路の整備促進を図るとともに、市域の南北方向の交通軸を強化し、広域幹線ネットワークを形成するため、沿岸域を走る鹿児島南北幹線道路の建設を促進します。
- ・クルージング需要の高まりに対応できるよう、鹿児島島の海の玄関にふさわしい大型観光船ふ頭の整備を促進します。また、緊急輸送や自然災害等に対応するため、広域防災拠点の整備を促進します。
- ・増大するヨット等の海洋性レクリエーションに対応するため、マリナーや小型船だまり等の整備を促進します。
- ・国際会議場などを有する国際交流拠点の創出を図るとともに、多目的広場の整備を促進します。
- ・市民とふれあうウォーターフロント空間の場を創出するため、ボードウォーク、

まちづくり計画

人工海浜、親水緑地等の整備を促進するとともに、新たな観光・レクリエーション資源を検討します。

- ・海、港のイメージや自然環境を活用し、商業、文化、観光等を組みあわせた新しい産業の導入を図ります。特に、本港区ウォーターフロントにおいては、離島航路の集約を促進するとともに、情報文化施設の整備や商業施設などの民活事業を促進します。

【主な事業】

- ・鹿児島港等の整備促進
- ・鹿児島港本港区ウォーターフロントの整備促進
- ・海を生かした新たな観光・レクリエーションの検討

【県の事業】

- ・鹿児島港港湾整備事業（マリンポートかごしま、臨港道路、マリーナ・小型船だまり等）の推進
- ・鹿児島港本港区ウォーターフロントの整備推進

(5) 交通体系

【基本的方向】

九州新幹線鹿児島ルート全線の早期整備並びに南九州西回り自動車道及び東九州自動車道の早期全線開通を促進するとともに、地域高規格道路である鹿児島東西幹線道路、鹿児島南北幹線道路や南薩縦貫道等の整備促進並びに在来線鉄道の整備強化に努めます。また、交通ターミナルの整備等により、一体的な交通体系の形成を促進します。

また、公共交通機関の持つ定時性・迅速性・経済性等の本来の機能を十分発揮できるような総合的な交通体系を整備します。あわせて、交通基盤施設についても、計画的な整備を進めます。

市営交通事業は、市域における主要な公共交通機関として、また、公営交通機関としてその役割と機能の強化に努めます。

【施策の概要】

広域交通体系

- ・九州新幹線鹿児島ルート全線の早期整備を促進します。
- ・鹿児島本線、日豊本線の複線化及び指宿枕崎線の電化を促進するなど、鉄道交通の輸送力の増強に努めます。
- ・高規格幹線道路である九州縦貫自動車道の早期全線4車線化をはじめ、南九州西回り自動車道及び東九州自動車道の整備や、地域高規格道路である鹿児島東西幹線道路、鹿児島南北幹線道路、南薩縦貫道の整備並びに国道・県道の整備を促進するなど、広域幹線道路網の充実強化を図ります。
- ・交通ターミナルの整備を進め、交通結節拠点における利便性の向上を図ります。

市内交通体系

- ・市内の公共交通体系のネットワーク化などにより、乗客の利便性の向上を図るとともに、効率的な交通体系の整備を促進します。
- ・鉄道の新駅設置を促進するほか、市電延伸の可能性について検討します。
- ・鹿児島駅地区や谷山地区などにおいて、サブターミナルを整備し、交通結節拠点における利便性の向上を図ります。
- ・市内各地域間における自動車交通の円滑な流動を確保するため、幹線道路や交差点改良等の道路整備に努めるとともに、交通需要マネジメント施策などソフト面の取り組みも進めます。
- ・道路や駅、車両などの交通手段や移動空間における交通バリアフリー化を進め、高齢者や身体障害者をはじめ、すべての人々が移動しやすい環境整備に努めます。
- ・桜島フェリー利用者の利便性の向上を図るため、フェリー関連施設の整備を図ります。

市営交通事業

- ・利便性、安全性及び快適性並びに環境面に配慮して、超低床電車や天然ガスを燃料としたノンステップバスなどへの更新を図るとともに、交通カードシステムの導入を推進します。
- ・乗客の利用動向や実態などの的確な把握に努め、多様化する交通需要に対応して、路線の見直しやダイヤの改正などを進めます。
- ・路線の有機的なネットワーク化を進め、乗客の利便性を高めるとともに、効率的な運行体制の構築を図ります。
- ・経費の節減や業務の効率化などを進めるとともに、資産の有効活用を図り、抜本的な経営基盤の確立に努めます。

【主な事業】

- ・鉄道交通網の整備促進
- ・高規格幹線道路・地域高規格道路の整備促進（鹿児島東西幹線道路等）
- ・国道・県道の整備促進
- ・JR広木駅（仮称）の設置促進
- ・サブターミナルの整備への取り組み
- ・街路事業の推進
- ・フェリー施設等の整備
- ・路面電車延伸の検討
- ・交通カードシステムの導入

【県等の事業】

- ・九州新幹線鹿児島ルート全線の早期整備（国）
- ・高規格幹線道路の整備推進（国）
南九州西回り自動車道、東九州自動車道
- ・地域高規格道路の整備推進（国・県）
鹿児島東西幹線道路（国）、鹿児島南北幹線道路（調査：県）、南薩縦貫道（県）
- ・国道の整備推進（国）
国道 10 号鹿児島北バイパス、国道 226 号平川道路など
- ・鹿児島市と鹿児島空港を結ぶ外環状道路の整備推進（県）
小山田谷山線、伊集院蒲生溝辺線
- ・国道 328 号バイパス道路の整備推進（県）
- ・県道の整備推進（県）
鹿児島蒲生線、鹿児島東市来線、永吉入佐鹿児島線、鹿児島吉田線、桜島港黒神線など

（ 6 ）地域情報化

【基本的方向】

教育、文化、福祉、経済等の各分野における情報システムの構築やネットワーク化等をさらに推進し、市民の立場に立った行政情報を提供するほか、情報化を担う市民の情報リテラシーを高めるとともに、光ファイバー等情報通信基盤の整備促進やプライバシーの保護、データ等への不正アクセス等の諸問題に適切に対処しながら、まちづくり、人づくりの情報化を進めます。

【施策の概要】

- ・すべての市民が高度情報通信社会の恩恵を享受できるよう、市民が利用しやすい情報通信基盤の整備を促進し、“だれでも”がインターネットに親しむことができる環境を整備するとともに、市民情報ネットワーク等の通信回線の大容量化や内容の充実を図ります。
- ・市民の情報リテラシーの向上を図るため、生涯学習関連施設における情報研修機能を充実するとともに、将来を担う人材の育成を図るため、学校における情報教育体制を充実します。また、情報化に関するイベント開催や情報通信技術に触れる場としてIT交流拠点を設置し、情報格差の是正などに努めます。
- ・地域産業の情報化を進めるため、「ソフトプラザかごしま」を活用した情報関連産業の育成支援やITを活用したSOHO事業者の育成支援に努めるほか、本市中小企業の情報化への取り組みを支援します。
- ・鹿児島の情報資源を集約・高度化し、インターネット上の一つの窓口で情報提供や交流ができる基盤として、地域情報の総合ポータルサイトの構築に取り組みます。
- ・生涯学習情報システムや防災情報システムなど現在稼働中のシステムの拡充や活用推進を図ります。また、ICカードやブロードバンドサービスなどITの進展とこれらの普及状況を踏まえながら、新たな地域課題に対応した情報システムの

まちづくり計画

構築に取り組みます。

【主な事業】

- ・市民情報ネットワークの充実
- ・IT交流拠点の整備
- ・地域情報のポータルサイトの構築

(7) 産学官の連携

【基本的方向】

産学官の連携については、まちづくりのあらゆる分野で企業、大学、関係機関等のネットワークづくりを積極的に進め、技術の高度化、複合化や人材を育成することなどにより、産業の活性化やより安心して快適なまちづくりを進めます。また、研究開発型企業の誘致・育成等を積極的に進め、本市における研究開発機能の強化を図ります。

【施策の概要】

- ・企業と大学との交流を促進し、共同研究や技術相談の実施を促進するとともに、個別のテーマについて産学官の共同研究を推進します。
- ・研究開発型企業の誘致、育成を積極的に推進します。

【主な事業】

- ・大学とのネットワークの構築

(8) 国際・国内交流

【基本的方向】

南に開かれた地理的条件等を効果的、有効的に活用し、国内外とのさまざまな交流等を通じて、市民の国際意識の高揚を図るとともに、交流機会の拡大を地域社会の発展に結びつけ、魅力あるまちづくりに努めます。

【施策の概要】

- ・鹿児島市国際交流市民の会を国際交流の推進母体として民間団体と連携、協力し地域の国際化に努めるとともに、市民の国際交流・国際協力の機会を増大して市民の国際意識の高揚を図ります。
- ・姉妹・友好都市との経済、教育・文化などの交流を推進するとともに、近隣アジア諸国などとの交流を促進します。
- ・留学生などの在住外国人との交流を促進し、本市に対する理解とPRに努めるとともに、在住外国人に対する的確な生活情報の提供など、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めます。
- ・兄弟都市等との国内交流をさらに促進します。

【主な事業】

- ・ 民間レベルによる国際交流の促進
- ・ 姉妹都市等、国際・国内交流事業の推進
- ・ 在住外国人との交流促進

5 にぎわいと活力あふれるまち〔産業活力都市〕

(1) 中心市街地

【基本的方向】

九州新幹線鹿児島ルートの開業や高規格幹線道路等の整備を生かし、交流人口の拡大や南の交流拠点都市としての機能の強化を図ります。

また、中心市街地活性化基本計画及び谷山地区中心市街地活性化基本計画に基づき、商業等の活性化と市街地の整備改善の両面から中心市街地の活性化を図ります。

【施策の概要】

(都心部)

- ・総合交通ターミナル等の整備による交通結節機能の強化など、南の交流拠点都市の核としての機能強化を図ります。
- ・魅力ある商業集積の形成など、南九州の経済拠点としての魅力アップを図ります。

(谷山地域)

- ・谷山駅周辺地区リニューアル整備事業の推進など、新たな魅力の創出を図ります。
- ・サブターミナル機能を有する駅前広場の整備など、交通ネットワークの確立を図ります。

【主な事業】

- ・中心市街地活性化対策の推進

(2) 観光・コンベンション

【基本的方向】

南九州における観光の拠点として、桜島や錦江湾等の自然・景観、豊かな歴史と文化、豊富な温泉、鹿児島ならではの地域特産物、都市アメニティなど本市の特性を生かした魅力ある観光地づくりを進めるとともに、多彩なイベントの創造や充実などを通して観光客の誘致を図ります。さらには、ホスピタリティあふれる受入れ態勢づくりを進めます。

あわせて、コンベンションの誘致、支援、開発等を進め、国際会議や見本市等の開催が可能なコンベンション施設の整備充実を促進します。

【施策の概要】

- ・恵まれた自然景観や歴史的遺産等の観光資源の保全と活用に努めるとともに、九州新幹線鹿児島ルートの開業等に伴い、さらに「温泉」や「海」、「地域特産物」など本市の特性を生かした新たな資源の創造や施設の整備、魅力の創出に努めます。
- ・各地域の特性に応じた観光ゾーンの整備や充実を図り、これらを結ぶ観光ルートづくりを進めるとともに、県内・九州内の観光地等と連携した広域的なルートづくりに努めます。
- ・鹿児島らしい魅力ある観光イベントの創出や充実にも努めるとともに、これらの開

まちづくり計画

催について支援を行います。

- ・国際化やバリアフリー化に対応した人に優しい観光地づくりのため、市民の意識の高揚、観光団体の接客サービスの向上、環境の美化を図るとともに、案内板や案内所等を整備するなど、受入れ態勢の充実に努めます。
- ・ニーズに対応したきめ細かな観光情報サービスの充実に努めるとともに、観光客の誘致に向けて、効果的な広報宣伝活動を推進します。
- ・国内外の大会・会議や各種見本市、展示会等のコンベンションの誘致や支援を行うとともに、本市の特性を生かした鹿児島らしいコンベンションの開発を積極的に推進します。
- ・コンベンション施設の整備促進に努めるとともに、受入れ態勢の充実に努め、魅力ある国際会議観光都市づくりを進めます。

【主な事業】

- ・観光地・観光施設の整備
- ・観光ゾーンの整備充実及び観光ルートの形成・整備
- ・グリーン・ツーリズムの促進
- ・各種観光イベントの開催・支援
- ・観光案内板の整備等受入れ態勢の充実
- ・観光情報の提供及び誘致宣伝の強化
- ・広域的な連携と国際観光の展開
- ・各種大会・会議等の誘致、支援、開発
- ・コンベンション施設の整備促進

【県の事業】

- ・かごしま物産観光センターの整備検討
- ・マリンポートかごしまにおける施設整備の推進

(3) 地域産業

【基本的方向】

商業・サービス業については、経営基盤の強化や人材の育成に努めるとともに、事業の共同化や経営革新、情報化の促進に取り組みます。また、魅力的な商店街の形成に努めます。さらに、情報関連産業の育成支援及び誘致に取り組みます。

工業・地場産業については、経営基盤の強化や人材の育成に努めるとともに、新分野への事業展開を促進します。また、創業・ベンチャー企業の育成支援に努めるとともに、企業立地環境の整備を促進します。さらに、地場産業の販路及び市場の開拓を促進します。

貿易・流通については、物流施設等の整備や流通情報システムの高度化を促進するなど、物流機能の強化を図ります。

雇用環境については、地域産業の振興、企業の誘致の促進を通じて、就業機会の拡大に努めるとともに、労働条件の向上、職業能力の開発、職業訓練施設の充実など、雇用対策に取り組みます。また、高齢者、障害者、女性など就職が困難な方々

まちづくり計画

の雇用の促進を図るため、各面からの支援を行います。さらに、勤労者福祉に関する情報の収集・提供に努めるとともに、勤労者福祉諸制度や施設の積極的な活用を促します。

【施策の概要】

商業・サービス業

- ・経営基盤の強化を図るとともに、経営者や従業員等の人材の育成に努めます。
- ・商店街診断や商店街づくり計画等の充実を図ることにより、自主的かつ計画的な商店街づくりを促進します。
- ・ITを活用した商品管理、商取引、企業間ネットワークの構築を促進します。
- ・創業やベンチャー企業の育成支援を図ります。
- ・ソフトプラザかごしまを活用した情報関連産業の育成支援に努めるとともに、市外からの情報関連企業の誘致に積極的に取り組みます。

工業・地場産業

- ・経営基盤の強化を図るとともに、経営者や従業員等の人材の育成に努めます。
- ・産学官の連携強化を図り、生産技術の高度化や新分野への事業展開を促進します。
- ・創業やベンチャー企業の育成支援を図るとともに、企業立地環境・基盤の整備を促進します。
- ・観光産業等と連携を図りながら、物産展等の開催による特産品の宣伝PRと新たな販路の拡大に努めます。

貿易・流通

- ・物流施設等の流通基盤の整備を促進します。
- ・ITを活用した流通情報システムの高度化を促進し、物流機能の強化を図ります。

雇用環境

- ・地域産業の振興、企業誘致の促進を通じて、就業機会の拡大を図ります。
- ・勤労者福祉に関する情報の収集・提供に努め、勤労者福祉の向上を促進します。

【主な事業】

- ・経営基盤の強化及び人材の育成
- ・商店街活性化事業の推進
- ・成長産業等の誘致及び創業・ベンチャー企業等の育成支援
- ・情報関連産業の育成支援及び誘致
- ・生産技術の高度化及び新分野への事業展開の促進
- ・地域特産物の販路拡大
- ・貿易・流通関連基盤の整備促進
- ・物流機能の強化
- ・就職困難者の雇用促進
- ・勤労者福祉に関する情報の収集・提供

(4) 農林水産業

【基本的方向】

県や農協など関係機関・団体との連携のもと、担い手農家を中心として、耕種部門では、野菜、花き園芸を主体に、また、畜産部門では、肉用牛を主体に産地づくりを進め、市民に新鮮で良質かつ安全な農畜産物を安定的に供給する都市型農業の確立を目指します。また、集約的農業の振興や環境保全型農業を推進します。そのほか、桜島小みかんや茶など地域特産物の生産振興や地産地消などの推進に努めます。

林業については、生産基盤の整備や担い手の育成を図り、森林の適正管理に努めるほか、自然とのふれあいを深める場づくりなど、市民の森林に対する意識の高揚を図ります。また、たけのこ等の特用林産物の生産を促進します。

水産業については、漁港の整備や漁場の造成を行うなど、生産基盤の整備を図るとともに、栽培漁業を推進し、錦江湾における水産資源の培養を進め、安全で高品質な水産物の供給に努めます。また、遊漁の促進に努め、都市立地を生かした水産業の振興を図ります。

【施策の概要】

農業

- ・流動化による農地集積や営農指導などを重点的に進め、認定農業者や後継者等の育成に努めます。
- ・新規就農者の確保・育成を図るため、就農支援対策の充実に努めます。
- ・都市農業センターを活用して、高度な技術情報の提供や経営研修などを充実します。
- ・ほ場等の整備や農業用水の確保と高度利用に努めるとともに、水田の有効活用を図ります。
- ・ビニールハウス等の整備を促進し、野菜、花き、果樹園芸を主体に、生産性の高い集約的農業を促進します。また、茶、桜島小みかん、ニガウリ、桜島大根など地域特産物の振興と銘柄確立に努めます。
- ・鹿児島黒牛、かごしま黒豚を中心に家畜の資質の向上を図るとともに、家畜防疫の徹底や飼料自給率の向上などにより、生産性の向上やコストの低減に努めます。
- ・消費動向に即応した生産と流通体制づくりに努めるとともに、地域における直売所の有効活用を図ります。
- ・消費者の健康志向や安全志向を踏まえた環境保全型農業の推進に努めます。
- ・降灰被害を防止するため、被覆施設を整備するなど、防災営農の確立に努めます。

森林・林業

- ・木材生産や国土の保全、水源かん養、地球温暖化防止など森林の持つ多様な機能を高度に発揮するための森林整備に努めます。
- ・林道、作業路等の生産基盤の整備に努めます。
- ・たけのこ等の特用林産物の振興に努めます。
- ・市民の林業体験活動などにより、森林に対する理解を深めます。

まちづくり計画

水産業

- ・安全で機能的な漁港の整備や冷蔵施設等関連施設の整備を進め、漁業の活性化を図ります。
- ・錦江湾の特性を生かし、ヒラメ、マダイ等の種苗を継続的に放流するなど、栽培漁業の推進に努めます。
- ・環境に配慮したブリ、カンパチ等養殖漁業の振興に努めます。

【主な事業】

- ・農業担い手の育成支援
- ・農業用土地基盤整備の推進
- ・農業経営の安定
- ・環境保全型農業の推進
- ・降灰対策施設の整備
- ・森林整備の推進
- ・林業生産基盤の整備
- ・漁港等の整備
- ・栽培漁業の推進

【県の事業】

- ・農業基盤整備事業の推進
- ・農村環境整備事業の推進
- ・農道整備事業の推進
- ・農村振興総合整備事業の推進
- ・治山事業の推進
- ・林道整備事業の推進
- ・水産基盤整備事業の推進

6 計画の推進にあたって

(1) 市政情報，市民参画，地方分権

【基本的方向】

インターネットなどの新しい情報通信媒体の活用を図りながら、市民に対する説明責任が果たされるよう市民ニーズの変化に対応した情報公開の推進、並びに広報機能及び情報提供の充実に努め、行政と市民との情報の共有化を図ります。

また、市政のさまざまな情報を市民に提供・説明し、広聴機能の充実に努めるとともに、市民と行政との情報の共有化や双方向のコミュニケーションを図ることにより、さらに開かれた市政の実現を目指します。同時に、計画策定や事業実施における市民参画を積極的に進め、市民一人ひとりの持っている知恵や意欲を反映できる市民参画社会の実現を図ります。

一方、本格的な地方分権の時代の到来にあわせて、必要な行政権限の移譲と、それに伴う税財源の充実・確保について、国・県へ要請するとともに、本市の実情に即した主体的なまちづくりを進めます。

【施策の概要】

市政情報の公開・提供

- ・新しい情報通信技術の活用を図りながら情報公開制度の円滑な運用を実施していきます。
- ・市政広報については、わかりやすさ、親しみやすさを基本に、広報紙、テレビ、インターネットなどの広報媒体を活用してそれぞれの特性を生かした効果的な広報活動を進めます。
- ・各種事業概要の冊子やパンフレット等を充実するなどして、さらにわかりやすく利用しやすい市政情報等の提供を行います。

市民参画

- ・市民と行政との相互理解と信頼関係を深めるため、行政運営や政策決定過程・成果等についてきめ細かな情報提供に努めるとともに、インターネットを使った広聴機能の推進に努めます。
- ・地域に出かけて市政に関する説明、情報提供を行うとともに、市民からの意見・提言を受ける「市政出前トーク」を開催し、市民と行政の双方向型の広聴機能の充実に努めます。
- ・「市民参画を推進する条例」に基づき、パブリックコメント手続、意見交換会の開催など市民参画手続を実施し、市民の声を反映した市民との協働のまちづくりを進めます。
- ・ボランティア活動等に対する市民意識の醸成に努めるほか、これらの活動を行う個人・団体の育成や、活動拠点の充実に努めます。
- ・ボランティア、NPO等市民活動団体と行政が連携・協力し、適切な役割分担のもとに公の活動をともに行う、パートナーシップによるまちづくりを推進します。

地方分権の確立

- ・多様化する行政ニーズに的確に対応し、自主的・自立的な行政を行えるよう必要

まちづくり計画

な行政権限の移譲と、それに伴う税財源の充実・確保について、国・県に要請します。

【主な事業】

- ・ 情報公開制度の運用
- ・ 広報・広聴機能の充実
- ・ 市政への市民参画の推進

(2) 行財政運営

【基本的方向】

ますます複雑多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、簡素で効率的かつ弾力性に富んだ行政執行体制の確立を図るとともに、職員の政策形成能力の向上を図るなど、人的資源の質的向上を図ります。

一方、ITの進展に対応し、費用対効果を十分検討しながら、その積極的な活用とこれまでの制度・慣行の見直しを行い、電子市役所の構築を進めます。

また、市税等自主財源の確保をはじめとした財源の積極的確保を図るとともに、限られた財源の重点的・効率的配分を行うほか、施策の推進にあたっては、経費支出の効率化を図ります。さらに、財源の年度間調整に配慮するとともに、財政状況の的確な分析を行い、長期的視点に立った弾力的かつ健全な運営を行います。あわせて、民間事業者等の能力活用を図ります。

【施策の概要】

効率的・効果的な行政システムの確立

- ・ 組織や定数の適正な管理などを行い、簡素で効率的かつ弾力性に富んだ行政執行体制の確立に努めます。また、市民の視点に立った成果重視型の行政運営を進めるため、本市の実情に即した行政評価システムの運用・充実に努めます。
- ・ 高度情報化の進展など社会経済情勢の変化に対応した情報通信網を整備するとともに、庁舎の整備についてその機能も含めて検討します。

電子市役所の構築

- ・ 庁内LANを活用した文書管理システムや地理情報システムの導入により、行政情報の共有化などを進めるとともに、インターネットを活用した電子調達システムの導入に取り組みます。
- ・ 合併に伴う電算システムの統合を進めるとともに、基幹業務を処理している現行システムやネットワークの高度化・再構築に取り組みます。
- ・ 本人確認のための電子認証基盤を整備し、各種申請・届出等手続のオンライン化を進めるとともに、住民基本台帳カードなどICカードの複合的な利用を推進します。また、ホームページ等により市民サイドに立った行政情報の提供を行います。

人材の育成

- ・ 政策形成能力の向上をはじめ、職員個々の能力を開発するとともに、自己啓発の奨励や職員研修をさらに充実します。

まちづくり計画

- ・人を育てる人事管理を推進して、人材の育成に努めます。
健全財政
- ・地域経済の活性化等による税財源のかん養に努めるとともに、国と地方の新たな役割分担に応じた適正な税源配分に基づく地方税の充実確保、地方交付税等の都市財源の充実など、所要の財源確保に努めます。
- ・事務事業の計画策定にあたっては、行政評価システム等により緊急性・重要度・費用対効果等を十分検討して厳しく選択することとし、限られた財源の重点的・効率的配分に努めるとともに、既存の事務事業についても、経費の節減、民間活力の活用、ITの活用等により、経費全般について徹底した見直しを行います。
- ・将来にわたる健全な財政運営に資するため、財源の年度間調整に対応できるよう、基金の活用に努めるとともに、世代間の負担の公平等を図るため、起債については効率的な活用を行うこととし、あわせて、将来の財政負担の軽減を図るために、市債管理基金への積み立てや市債の繰上げ償還に努めます。
民間活力の活用
- ・民間委託の推進など従来の手法の適切な活用を推進するとともに、社会資本整備等の一手法であるPFI制度を活用するなど、民間事業者等の能力活用の推進に努めます。

【主な事業】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・行政評価システムの実施・庁舎の整備・電子市役所の構築・PFI導入の推進 |
|---|

(3) 広域行政

【基本的方向】

日常生活圏や経済活動領域の拡大に対応した広域生活圏の地域振興に、関係市町村と連携しながら取り組みます。さらに、周辺市町村の自主性を尊重しつつ、役割と機能を分担しあいながら、豊かで活力ある広域的な地域社会の形成に努めます。

【施策の概要】

- ・市町村合併の動向を踏まえるなかで、第四次鹿児島広域市町村圏計画の必要な見直しを行い、事業の計画的、効率的な実施に努めます。
- ・広域的事業の円滑な推進を図るため、国・県等との役割分担を明確にするとともに、連携を強化し、協力を要請します。

【主な事業】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・広域市町村圏の連携強化 |
|--|

公共施設の統合整備

公共施設の統合整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を来たすことのないよう配慮し、地域の特殊性やバランス、財政事情、既存施設の有効活用等を考慮しながら、統合整備を検討していくこととします。

財政計画

財政計画

財政計画は、新市まちづくり計画に定められた施策を計画的に実施していくため、長期展望に立った財政的裏付けとして、普通会計ベースで策定したものです。

策定にあたっては、新市として、今後も健全に財政運営を行うことを基本に、新市まちづくり計画に盛り込まれた事業の実施や、住民サービスの格差是正を行うことにより、サービス水準の向上を図るとともに、合併に伴うスケールメリットによる経費の節減、国・県の財政支援などを反映させたものです。

推計にあたっては、現行制度を基本とし、過去の実績、今後の経済見通しなどを参考にしました。

〔平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間の合計〕

1 歳入 (単位:百万円)

区 分	金 額
地方税	840,477
地方譲与税	20,189
利子割交付金	5,338
地方消費税交付金	47,272
ゴルフ場利用税交付金	1,235
特別地方消費税交付金	10
自動車取得税交付金	4,942
地方特例交付金	25,833
地方交付税	375,984
交通安全対策特別交付金	1,573
分担金及び負担金	18,847
使用料	54,638
手数料	10,776
国庫支出金	385,034
国有提供交付金	0
県支出金	51,873
財産収入	7,905
寄附金	0
繰入金	2,060
繰越金	0
諸収入	28,053
地方債	151,391
合 計	2,033,430

2 歳出 (単位:百万円)

区 分	金 額
人件費	341,452
扶助費	465,511
公債費	240,610
物件費	220,156
維持補修費	34,197
補助費等	95,602
積立金	19,766
繰出金	138,457
投資・出資・貸付金	9,046
普通建設事業費	463,554
災害復旧費	5,080
失業対策費	0
合 計	2,033,430

端数処理のため、計があわない箇所がある。

〔用語解説〕

普通会計

地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分で、一般会計と一部の特別会計(母子寡婦福祉資金貸付事業、土地区画整理事業清算など)を加えたものです。

(歳入)

地方譲与税

国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税で、地方道路譲与税などがあります。

地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするための、地方税の代替的性格を有する財源です。

地方交付税

国税5税の一定割合の額で、地方公共団体の税源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するための地方共有の固有財源です。

国庫支出金

国が使い途を特定して地方公共団体に交付する資金の総称です。

地方債

地方公共団体が建設事業などの財源を調達するため、国または金融機関などから借り入れる資金で、その償還が次年度以降にわたるものです。

(歳出)

扶助費

児童福祉費、生活保護費など、社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、高齢者、心身障害者などを援助するために支出される経費です。

公債費

借入金の元金、利子などの支払いの費用です。

普通建設事業費

道路、橋りょう、公園、学校などの社会資本の整備に要する費用です。

用語解説

IC カード

情報の記憶媒体としてIC(集積回路)やLSI(大規模集積回路)を組み込んで、大きな記憶容量と読み出し、書き込み、消去などの機能を持たせたカード。

IT

Information Technology の略。情報技術。情報通信分野を広くとらえて用いる語。コンピュータに関するハードウェアとソフトウェアや情報通信技術に関する設備、使用方法なども含んでいる。

アクセス

情報媒体や情報システムとの接触・接続を行うこと。産業・住宅の立地等における交通の利便性のこと。

アメニティ

一般的に快適性の質や物事を表す概念で、場所、気候、環境などの快適さや景観、歴史的環境などを含め、人々の心をなごませる快適な環境をいう。

インターネット

世界中のあらゆる機関(大学、研究所、政府組織、企業、個人等)のコンピュータネットワークを相互接続した大規模なネットワーク。

NPO

Non-Profit Organization(非営利組織)の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体のこと。

お連者クラブ

高齢者等の介護予防のために、ボランティアの協力を得て関係機関と連携しながら行う地域参加型機能訓練。

街区公園

主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1ヶ所当たり面積 0.25 ha を標準としている。

カウンセリング

相談、助言、面接相談。

鹿児島広域市町村圏協議会

鹿児島広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定及びその実施についての連絡調整を行う協議会。構成自治体は、鹿児島市、喜入町、桜島町、三島村、十島村、串木野市、市来町、東市来町、郡山町、伊集院町、松元町、日吉町、吹上町、加治木町、始良町、蒲生町、溝辺町、吉田町の2市14町2村。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽。

合併特例法

正式名称は、「市町村の合併の特例に関する法律」で、平成17年3月31日を期限とする時限法であり、市町村合併の手続き及び支援等について規定されている。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

幹線管渠

各家庭や事業所から排出された汚水を処理場へ送る主要な污水管。

起債

地方公共団体が第三者から資金の借入れを行うことによって負担する長期にわたる債務(地方債)を起こすこと。

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上の土地。いわゆる「がけ地」)で、その崩壊により居住者等に危害が生ずるおそれがあるもの。また隣接する土地のうち急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないように、一定の行為を制限すべき土地として指定された箇所。

行政評価システム

政策、施策、事務事業について、事前、実施中または事後に、一定の基準や指標をもって、妥当性や達成度、成果を判定するシステム。

協働

市民と行政がそれぞれの果たすべき役割を分担し、相互に補完し、協力すること。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さなものを優先的に購入すること。

グリーン・ツーリズム

主に都市住民が農山漁村に滞在し、その自然、文化、人々との交流等を楽しみながら、余暇を過ごすこと。

グローバル化

政治・経済・文化などの分野が地球規模で拡大すること。

校区公民館

小学校区の住民の社会教育・生涯学習の拠点となる施設。

高次都市機能

社会基盤や通信基盤が整い、中枢管理機能の集積が進み、広域交通、商業・業務、文化、観光・コンベンション機能等が高度化すること。

交通カードシステム

電車・バス等の乗車料金を、紙製の回数券や定期券等に替わり、プリペイド方式のICカードで支払うシステム。

交通需要マネジメント施策

車の利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市又は地域レベルの道路交通混雑を緩和する手法のこと。バス優先レーンの設置や時差出勤などハード、ソフト両面の施策がある。

交通バリアフリー

駅のエレベーター設置、周辺の歩道整備、床の低いバスや電車の充実など、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動を円滑化すること。

交流人口

定住人口に対比する考え方で、例えば、観光や通勤・通学などによる地域への入り込み人口のこと。

高齢社会

高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)が14%以上の高い水準に達し、それが持続されている社会。また、高齢化率20%以上を超高齢社会という。

心の教育

学校、家庭、地域社会などの連携の下で、生命を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、他者への思いやりや社会性、倫理観、正義感など、子どもたちの豊かな心を育む教育。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って生活を営む一定の地域、地域社会。

コンベンション

会議、見本市、イベントなど特定の目的で多数の人々が集まること。また、その開催を支える会議場、飲食、サービス、宿泊機能などを総称してコンベンション機能と呼ぶ。

財源の年度間調整

長期的な視野にたった計画的な財政運営のため、財源に余裕がある場合に、財政の変動等に備えて基金の積み立てや地方債の繰上償還等を行うこと。

在宅介護支援センター

24時間体制で在宅介護等に関する総合的な相談に応じるとともに、各種の保健サービスが総合的に受けられるように行政機関、サービス実施機関等との連絡調整等の便宜を図ることを目的とした施設。

サブターミナル

様々な交通機関の集まっている駅で、主ではないが補助的な役割をする駅。

産学官の連携

技術開発や製品開発等において、産業界、大学、行政機関が連携すること。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。

市債管理基金

市債の償還及び市債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に役立てるための基金。

自然的土地利用

山林や農地など自然そのものを活かした土地利用のこと。

児童クラブ

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童に放課後、適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る施設。

住宅ストック

ある時点において現存するすべての住宅。

集約的農業

一定の土地に多くの資本、労働力、高い技術を投入し、より効率的に収穫を得ようとする農業。

準用河川

河川法の二級河川の規定が準用され、市町村長が管理する河川。

省エネルギー

できるだけエネルギーの利用を少なくする取り組み。産業、生活、社会活動の全般にわたりエネルギーの効率的な利用をはかること。

生涯学習ボランティア

生涯学習の成果を生かして、豊かで潤いのある地域社会づくりのために行うボランティアのこと。狭義には、人々の主体的な学習活動を支援するボランティアのこと。

情報公開制度

行政機関等が保有する情報を、外部に提供すること。一定の不開示情報を除き、市民等が請求した場合、その情報を開示することが義務づけられている。

情報リテラシー

情報活用能力。情報通信機器の操作、コンピュータソフトやコンピュータネットワークで提供されるサービスの活用能力、情報に関連する制度などについての知識、倫理など、情報化社会に対応できる能力。

新エネルギー

太陽光発電、風力発電、廃棄物発電などのこと。石油代替エネルギーや地球環境にやさしいエネルギーとしてその導入が期待されている。

人口フレーム保留制度

計画人口の枠内で市街化調整区域内の宅地開発を認め、都市整備が確実にいった段階でフレーム(枠)を解除し、随時、市街化区域に編入する制度のこと。

消防緊急通信指令システム

最新のコンピュータ技術を駆使した指令システムで、発信地表示システム、予告指令、直近車両選別方式等により、119番通報を受けたあと一刻も早く消防車や救急車を現場へ到着させ、災害現場での活動を効率よく行うためのシステム。

スケールメリット

スケール(scale)と価値(merit)を合成した和製英語で、単位当たりの費用が経営規模の拡大につれて低下することをいう。

ストック

在庫品。公債。株券。株式。蓄え。過去から蓄積された資本・財貨。

スプロール化

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地が形成されていくこと。

税財源のかん養

税収の源となる所得や資産、消費を増やすこと。

SOHO

Small Office Home Officeの略。企業に属さない個人企業家や自営業者等が情報通信ネットワークや情報通信機器を活用し、自宅や小規模な事務所で仕事をする独立自営型のワークスタイル。遠隔型のワークスタイルである「テレワーク」の一形態と考えられる。

男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受でき、かつ、共に責任を担うべき社会。

地域公民館

地域住民の社会教育・生涯学習の推進拠点となる施設。

地域スポーツクラブ

スポーツ施設等を拠点に地域住民が参加し、自主的に運営するクラブ。

地域福祉館

地域住民の福祉の増進を図るため、高齢者や子供たちのふれあいの場として、また地域住民による地域福祉活動を推進する拠点として設置している施設。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1ヶ所当たり面積4haを標準としている。

中心市街地活性化基本計画

平成10年7月に施行されたいわゆる「中心市街地活性化法」を受け、民間と行政が一体となって中心市街地の活性化を図るために市町村が策定する計画。

地理情報システム

電子地図をデータベースとして、地理的な位置の情報だけでなく、空間の情報や属性データと合わせて総合的に処理、分析、表示するシステム。

低公害車

大気汚染などの要因となる自動車排気ガス中の二酸化炭素、窒素酸化物などを極力少なくした車のこと。電気自動車、天然ガス車、メタノール自動車、ハイブリット車などの種類がある。

電子調達システム

入札・契約に関わる情報や一連の過程を電子化し、インターネット等の通信技術を利用して、それらの情報をやりとりし、連携、活用するシステム。

電子認証基盤

インターネットを通じた電子商取引や電子申請・届出などにおいて、不正利用を防ぐために、個人や組織などを第三者が確認するための基盤となるシステム。

特別保育

通常の保育時間を超えて実施する延長保育、一時期に家庭内で保育することが困難になった児童を保育する一時保育、育児不安を解消するために育児講座や育児相談などを実施する地域子育て支援センター事業などをいう。

都市型農業

市街地と調和を保ちながら、農地の集約的・効率的な利用を行い、地域の特性を生かした農畜産物を生産し、市民に供給するとともに、防災や緑地保全などの農業の持つ公益的機能の点から、都市と農業の共存を図ろうとする農業。

都市近郊型農業

一般的に、都市部周辺において、その立地条件を生かして、消費者志向や市場の動向に対応しながら行われる農業。

都市的土地利用

住宅地や工業地、商業地、公園など都市において必要とされまたは設置される施設の用地としての土地利用のこと。

ニーズ

必要性。要求。需要。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村から、農業者自らが作成した農業経営改善計画の認定を受け、経営感覚に優れた農業経営体を目指している農業者。

ノーマライゼーション

障害者が障害のない者と同等に安全で快適な生活を送り、社会活動に自由に参加し、自立して生活することができる社会を目指すという理念。

ノンステップバス

乗降口に階段がなく、直接床に乗降できる超低床のバス。

パブリックコメント手続

行政機関が施策を実施するにあたって、その趣旨、内容、その他必要な事項を公表し、それに対して出された意見や情報を検討して最終的な意思決定を行う手続。

バリアフリー

社会のなかに存在する障害(バリア)を取り除くこと。例えば、歩道の段差解消など。

PFI 制度

Private Finance Initiative の略。従来公共部門によって進められてきた社会資本等の整備を、民間事業者の資金やノウハウ等を活用して効率的・効果的に進める手法のこと。

光ファイバー

光信号を伝達するために作られたガラスあるいはプラスチックを素材とする細い線。従来の電話回線などと比べ、大容量のデータを瞬時に送ることが可能である。

不正アクセス

正規の手続きを踏まずに不正にコンピュータを操作すること。

ブロードバンドサービス

高速・超高速の通信回線で結ばれたコンピュータ・ネットワーク上で提供される、映像や音声など大容量のデータを使った新しいサービス。

文書管理システム

企業や官公庁などのネットワーク上に文書のデータベースを構築し、文書の起案、決裁、供覧、保存、廃棄等の処理をシステム化するもの。

ベンチャー企業

高度な技術力と専門的な知識を生かして創造的な新事業を行う企業のこと。

防災情報システム

災害情報を一元化し、市職員が全庁的な規模で災害対応を行い、市民がインターネット上で災害情報や避難・ライフライン等の情報を得ることができるシステム。

法定合併協議会

地方自治法及び合併特例法に基づき設置される協議会で、関係自治体の議会の議決により設置され、関係自治体の首長・職員・議員・学識経験者で構成し、合併そのものの是非を含め、合併に関する諸課題を話し合う。

防犯灯

夜間における犯罪の防止と市民の通行の安全を図るための照明灯。

ポータルサイト

インターネットの利用者が情報検索する際に、その入り口となる様々な情報が集約されたWEB上の場所。ポータルは「入り口」「玄関」という意味。

ホスピタリティ

来訪者などを親切に迎え、歓待すること。

保存樹

鹿児島市民の環境をよくする条例に基づき、市民に親しまれ、または由緒由来がある樹木でその自然環境を維持するために保護を必要とする樹木。

マニフェスト

産業廃棄物管理票。産業廃棄物による事故や環境汚染、不法投棄を防止するため、廃棄物の性状や排出運搬処理までの流れを把握する管理票。

民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法に基づき、社会奉仕の精神で、常に住民の立場に立って相談に応じたり、必要な援助を行う者。また、児童委員は児童福祉法に基づき児童の健全育成のために活動する者で、法により民生委員が充てられている。

椋鳩十児童文学賞

鹿児島市が市制施行百周年を記念し、日本を代表する児童文学者椋鳩十氏の業績を永く顕彰するとともに、児童文学の発展に寄与するため、平成2年に創設した文学賞。児童文学作品のうち新人の初刊行本を対象とし、次代を担う児童文学者の発掘を行っている。

モータリゼーション

自動車が生活のなかに深くはいること。

優良賃貸住宅供給促進事業

建設費補助や入居者の家賃補助により、優良な民間賃貸住宅のストック形成を誘導するとともに、中堅所得者や高齢者に対し良質な賃貸住宅の供給を促進する事業。

優良田園住宅建設促進制度

平成10年の「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」の制度により、市町村の基本方針に基づく一定の要件を満たすものについて、指定既存集落内に自然に恵まれたゆとりと潤いのある田園住宅の建設を認める制度のこと。

ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、誰もが使いやすい施設、製品、環境・サービス等をデザインすること。

ライフステージ

人の一生の時期的各段階。例えば、結婚、家族形成期、家族成長期、成熟期などの区分。

LAN

Local Area Network の略。企業や官公庁など比較的狭い範囲に分散設置されたコンピュータを接続した情報通信ネットワーク。情報共有や情報通信の高速化・システム化を行う場合の基盤となる。

リニューアル

新たにすること。更新、再生。

リユース・リサイクル活動

再利用・再生利用すること。

緑地保全地区

都市緑地保全法に基づき、都市計画区域の緑地のうち、風致または景観が優れていること、動植物の生息地として適正に保全する必要があることなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、県または市が定める地域地区。